

第百九十八回国
参議院財政金融委員会會議録第三号

平成三十一年三月十四日(木曜日)

午後一時二十九分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

大家 敏志君

補欠選任

足立 敏之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中西 健治君

長峯 誠君

羽生田 俊君

三木 亨君

風間 直樹君

藤巻 健史君

足立 敏之君

愛知 治郎君

西田 昌司君

林 芳正君

藤末 健三君

古川 俊治君

松川 るい君

宮沢 洋一君

渡辺美知太郎君

長浜 博行君

大塚 耕平君

古賀 之士君

熊野 正士君

杉 久武君

中山 恭子君

小池 晃君

大門実紀史君

渡辺 喜美君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

当大臣(金融)

副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第一部長

内閣府政策統括官

内閣府経済社会総合研究所次長

金融庁総合政策局長

金融庁監督局長

金融庁監理官

総務大臣官房総括審議官

総務大臣官房審議官

総務省自治行政局公務員部長

外務大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省主計局次長

財務省主計局次長

国税庁次長

文部科学省高等教育局私学部長

厚生労働大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

麻生 太郎君

鈴木 馨祐君

前山 秀夫君

岩尾 信行君

増島 稔君

市川 正樹君

佐々木清隆君

栗田 照久君

宮地 毅君

稲岡 伸哉君

大村 慎一君

大鷹 正人君

神田 真人君

阪田 渉君

星野 次彦君

並木 稔君

白間竜一郎君

渡辺由美子君

風木 淳君

経済産業大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

中小企業庁次長

国土交通大臣官房審議官

新居 泰人君

成田 達治君

前田 泰宏君

小林 靖君

本日、この法案につきまして二つのポイントから、一つは経済再生というポイント、そしてデフレ脱却というポイント、二つのポイントから御質問したいと思ひます。

まず初めに、この所得税法の中で税金をいかに集めるかというのは非常に重要なテーマであるわけでございますけれども、今、e-Tax、私も使わせていただいておりますが、e-Taxが徐々に徐々に普及しているという状況でございます。

十年前e-Taxが始まったときは普及度は一八・四％というところでございましたが、今は五〇％台になっているというところでございます。ただ一方で、このe-Taxの普及、この数年は五〇％台から進んでいないという状況でございます。

このe-Taxを進めることにより、より納税者の利便性も上がり、かつ税の捕捉率も上がるというふうに考えるわけでございますけれども、そのe-Taxの普及、私個人で使っていて非常に感じましたのは、二つの問題点があるんじゃないかと思っております。

まず一つは、マイナンバーの普及が遅れていること。マイナンバーを取るために一回平日に休みを取らなきゃいけない。そしてまた、後で引越をした後に住所の変更をしなきゃいけない。そのたびに平日に時間を取らなきゃいけないということがありまして、非常に、一般の方がこんな簡単に休めないだろうというふうに思ひました。

そして、もう一つございまして、ICカードのリーダーを買わなきゃいけないわけでございますが、これは正直申し上げまして年に一回しか使ったことありません。e-Taxを使うときだけでございます。

○委員長(中西健治君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

そういう状況の中で、IDパスワード方式なども始めていただきましたし、そしてまた、スマホによる申告も一部できるようになっているという努力をしていただいているわけでございますけれども、このe-Taxの普及、今後どのように進めていくか、その点について財務省の御意見を聞かせください。お願いします。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。

ただいまお話のございましたe-Taxにつきましては、平成二十九年年度における個人所得税の利用率は五四・五％となっております。まだ相当数について書面により申告がなされている状況でございます。

このe-Taxの未利用者に対して国税庁が実施しているアンケートにおきましては、e-Taxを利用していない又は利用をやめた理由として、今御指摘のありましたとおり、四割弱の方がICカードリーダーライターの取得に費用や手間が掛かる、三割弱の方が電子証明書取得に費用や手間が掛かる、一割弱の方がセキュリティに不安がありインターネットを利用したオンライン申請に抵抗があるということを回答しております。こうしたことが所得税のe-Tax利用率が伸び悩んでいる原因であろうかと考えております。

ただ、国税庁といたしましては、今お話のありましたとおり、e-Taxの利用は納税者にとっても利便性向上のメリットがあり、また国税当局にとりましては税務行政の効率化のメリットがあるということでございますので、今委員の指摘のありましたとおり、スマートフォンによるものも含めまして様々な措置をとることによってe-Tax利用の促進に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤末健三君 是非検討していただきたいのは、私、実は二〇一〇年にこのマイナンバーを進めた立場にありまして、担当者でありまして、マイナンバーは何かと申しますと、税に使う、そして社会保険に使う、そして全体の所得細分の最適

化をもっと細かくやろうという目的でつくったものでございます。元々、二〇一〇年の発想はですね、今そうなっていないかもしれません。是非、税金につきましては、一つ提案がございまして、今、韓国やシンガポール、カナダ、フランス、そしてイギリスも今年から入れるんですけれども、記入済申告制度、もう役所の方でデータにある程度入っている、それを修正するだけで申告ができますよというようなシステムが導入されているわけでございます。そういうものも是非検討いただきたいと思います。

そして同時に、今日は総務省もお越しいただいておりますけれども、マイナンバーの普及率、たしか一〇％をちょっと超えるぐらいじゃないかと思っております。このマイナンバーは、本当にもうあらゆる方々が持つていただき、国民の皆様いろいろな申請の効率化を図る、そして自治体や政府の業務の効率化を図るという起爆剤として進めたわけでございますけれども、一〇％の普及率ですとほとんど効果がでないんじゃないかとも思っています。その点、どう評価するか、国税庁、総務省、教えていただきたいと思っております。

○副大臣(鈴木祐祐君) 今御質問いただきました、記入済申告制度のようなものということで御指摘をいただきました。

働き方が多様化をしているということ、そういった背景を考えれば、所得税の確定申告が必要となる方、これからどんどん増えていくことが見込まれるわけであります。どのようにして簡便かつ正確にそうした申告をしていただけるか、そのための環境整備をするのか、これは大変大きなことであろうというふうに思っております。

今、そういった意味では、例えばホームページ上で作成をする場合には自動的に転記をされるような、そういった仕組みも今進めているところでありまして、同時に今、政府税調の方でも、シェアリングエコノミーなどの新たな経済取引における適正課税を実現するためには、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行える

よう、マイナンバーを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要があるといった指摘もされております。

そういったことを踏まえまして、諸外国のいろいろな例なども参考にしつつ、今後そういった環境の整備をしっかりとしていくという方向で検討しております。

○政府参考人(宮地毅君) お答え申し上げます。

マイナンバーカードは、三月十二日の時点で約千六百三十九万枚、人口の約一二・八％の方に交付されているという状況でございます。

先日、世論調査を実施しておりますが、五三％の方が取得予定なしという回答になっております。その理由として、必要性を感じないからなどが挙げられております。また、五三％の方が取得予定なしという回答になっております。その理由として、カードの活用場面を増やして、その利便性を国民の皆様御理解いただくことが必要ではないかと考えています。現在、コンビニ交付サービスなどを始めとした公的分野のほか、オンラインでの新規証券口座の開設や住宅ローン契約締結など、民間分野でも利用が拡大してきているところではございます。

先般、二月十五日に開催されました政府のデジタル・ガバメント閣僚会議での官房長官の指示を受けまして、現在、石田大臣の下で、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、健康保険証との一体化などを含めましたマイナンバーカードの普及策や、マイナンバーの活用促進策について取りまとめるべく検討を行っております。

引き続き、利便性の向上に取り組ましまして、普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非頑張ってくださいというふうに思っています。このマイナンバーの議論ですけれども、当時、二〇一〇年、私はどちらかというと総務省の担当でございましたので、財務省と総務省がどっちが発行するかという議論になっていました。そのときに総務省ということで私は主張したんですけど、正直、間違ったと思っています。私、

一〇％ってあり得ないですよ。

かつ、今おっしゃっていただいた対策は昔から言っていることを繰り返されていると私は思います。それは是非抜本的な対策を立てていただきたいと思ひますし、これは恐らく総務省だけではなく政府全体として、政府のインフラとして是非取り組んでいただきたいと思ひますので、副大臣も是非よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、経済再生について議論をさせていただきます。

今回、消費税増税という議論がありまして、併せてガソリン税などにつきましても大きな議論があったわけでございますが、この中で、特にガソリン税、そして同時にそのガソリンを使う自動車の税金というものが議論になりました。

その中で、自動車につきましてはこれから、カーシェアリングなども普及してございまして、自動車を保有するところから利用にシフトする中で、どのような燃料に対する課税をして自動車に対する課税を議論するかという状況にあるわけでございますが、一つございまして、この自動車の保有から利用に移行する中でどのようなことをこれから検討いただくかということ。そして、またございまして、自動車もガソリン車だけではなく電気自動車、EVとか、あとは水素自動車なども出てきているわけでございまして、その自動車間のエネルギーに課す課税、このバランスをどう取っていくかということもございまして、

特にガソリンにつきましては、タックス・オン・タックスという二重課税がまだ引き続き残っているという状況でございまして、また同時に、ガソリンは価格変動が非常に激しいということもございまして、トリガー税制というものはつくっておりますけれども、これなかなか正直作動しにくい仕組みになっていると私は思っております。

このようなガソリンにつきましては、消費者のみならず、ガソリンスタンドの経営者などにも非常に大きな影響を与えるものでございまして、是非とも車の利用の形態が変わる中、そして車のス

タイヤが変わる中で、燃料課税の是非この簡素化や負担軽減、より一層議論していただきたいと思うんですが、政府の考え方を教えてください。

○副大臣(鈴木馨祐君) 今先生御指摘のように、かなり今技術的にも変わりつつありますし、あるいは保有といったところから実際に使うといったところがメーンとなってくるという、そういった大きな動きがあると思います。

御承知のように、自動車については、税として購入段階であつたり、あるいは保有ということであつたり、あるいは走行であつたり、それぞれの段階に対して課税が今されているところで来ていますけれども、そうした変化というものをどういうふうに捉まえて、そうしたバランスというものをこれから考えていくのか。

実は、三十一年度の与党の税制改正大綱の中でも、そうした技術革新や保有から利用への変化等の環境変化の動向を踏まえて、中長期的な視点に立つて検討を行うといったことも言われております。そうしたことをしっかりと踏まえて、これからそういった方向できちんとした検討を進めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非議論を早めていただきたいと思ひます。

恐らく、このカーシェアの動きはもう急激に進むんではないかと思ひますし、恐らくライドシェアもこれから起きてくるという状況、そしてまた技術革新で、自動車もあるレベルから一気にEVであり水素自動車に展開してくると思ひますので、できるだけ早く新しいその燃料、エネルギー源、あとは自動車の技術に対応した議論を進めていただきたいと思ひます。

また同時に、経済の再生という意味におきまして、今固定資産税に償却資産課税というのが行われているわけですが、これ、総務省の担当になるわけですが、何があるかと申しますと、この固定資産税、例えば工場なんかのいろんな機械やあとはプラントなりに対して固定資産税が掛けられている事例は外国ではほとんどござ

いません、これは。ですから、例えば大規模な化学プラントであり製鉄所、そして鉄工所というところにつきまして固定資産税の賦課が掛かっているというのがまず一つございします。

そして、もう一つございしますのは、この固定資産税、減価償却しても税金は掛かり続けるという状況でございまして、実は国の償却資産については完全にゼロになるものの、固定資産税、地方税についてはゼロにならずに残っている。したがって、会社の方はその管理のために、会計管理のためにやはり大きなコストを払っているという状況でございしますが、そのように国際的に珍しい固定資産税の償却の制度を是非国際的にイコールフッティングする議論をしていただきたいということが一つ。

そしてもう一つ、少なくとも地方税と国税が基準が違うという状況は是非直していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。総務省、お願ひします。

○政府参考人(稲岡伸哉君) お答え申し上げます。

償却資産に対する固定資産税でございしますが、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して御負担をいただいているものでございします。また、償却資産課税は、例えばアメリカにおきましても一般的に行われていると承知をいたしております。

それから、国税の課税標準の計算方法との違いでございしますが、国税におきましては、法人税におきましては、減価償却が設備投資に要した費用を資産が使用できる期間にわたって配分するために行うものであるのに対し、固定資産税における償却資産については、資産課税として課税対象の資産価値を評価するために今減価をしていっていることとございまして、法人税の減価償却とは趣旨が異なるということで、何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○藤末健三君 是非、やっぱり企業サイドから見場合、大きく制度が違うということはすごい

負担掛けしているというのは御理解いただきたいと思ひます、まず一つ。

そして、今審議官がアメリカの事例をおっしゃいましたけれど、ほかの国は、例えば我々の産業上のライバルは韓国であり、恐らくシンガポールです、化学だつたら。アジア諸国なんですよ、中国。そこを比較をしていただかないと、アメリカはもう既にそういう巨大なプラント産業や製鉄産業はほとんどどんどん衰退してなくなっているところでありまして、申し訳ないですけど、アメリカと比較するのはやめていただきたいです。産業はアジアの諸国と競争していますので、アジア諸国との競争環境をつくつてあげるといふ観点

は是非お願いしたいと思ひますし、もう一つございしますのが、やはり納税者の負担、事務負担も考へていただきたい。国税と地方税が違うから、台帳をわざわざ分けて管理しているわけですよ、彼ら。そして、経年して四十年たつたような施設に ついても台帳でちゃんと管理しなきゃいけない。その負担を考えずに、役所の論理だけでそれを押し付けるというのはいかがなものかと私は思ひますよ、これは。いや、これは本当に。それは是非議論を深めていただきたいと思ひます。

また、もう一つございしますのは、ちよつと皆様のお手元に資料を配らせていただきましたけれども、これは何かと申しますと、石油化学、プラスチックなんかを作るとき原料となるナフサという石油化学の材料がございします。何かあるかと申しますと、これちよつと下の方に諸外国における課税状況と書いてございしましたけれど、これは何かという、日本はこのナフサに一回課税をしてそれを戻すという、そういう仕組みになっていいます、実は。ほかの国は、例えばアメリカ、韓国、いろいろ書いてございしますけれど、課税を外しているという状況でございまして、我が国は一回税金をもらつて返すという仕組みになっている。

これは何かと申しますと、この化学産業、実は、たしか二〇〇八年だつたと思ひますけれど、このお金をもらつて返す、返すのは租特、租税特別

措置法でやっているわけですが、その租特法が止まつたことがあります。そうすると何が起きるかという、返さなくなつちゃうという。そうすると、石油化学業界は、じゃ、税金だけ払つて返つてこないのかということで、もうさまじい動揺が始まつた。

そういう状況もありましたので、実は今はこの租税特別措置法は基本的に恒久化されているわけですが、是非とも、この化学産業などの方々が安心して活動するためにも、本則でちゃんと外すということを検討いただきたいと思ひます、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木馨祐君) ナフサの件で今御指摘をいただきました。

この揮発油税自体、昭和二十四年だと思ひますけれども、導入をされた当時、言つてみれば揮発油等の消費一般に対して担税力というものを認めてそこに掛けるといった、そういった経緯がありました。あともう一つ、やはりその後いろいろ地球環境の問題であつたりとか、そういったところというものもその後に意味としては加わつてきていると思ひます。

そういった大原則の中で、その一方で、国際競争力というところを考へて、あくまでそこからの例外としてこのナフサについては免税等の措置をその後とつていっているという、そういった整理で今やっております、実際、実態としては、先ほど御指摘もいただいたように恒常化するということにしておりますけれども、やはり本則にするというときには、そうした理屈というのか、税としての課税の方の論理の整理というものをしていかななくては行けないので、その点は御理解をいただければ有り難いと思ひます。

○藤末健三君 理屈はもう大分、昔からやっていますので理解させていたたいと思ひますが、やはり一つは経済再生という名目もございします、やっぱり産業の競争力、これはもう税が大きく関与しますので、その点も御検討いただきたいと思ひます。

また、今回の税制改正におきまして、中小企業の事業承継、これ非常に強化されたわけでございますが、この事業承継については、私はいろいろ中小企業の方々とお付き合いさせていただく中で感じますのは、やはり自分の子供たちに事業を伝えていくということではなく、例えば社員の方々に事業を譲っていく。そうしますと、その株式を社員の方々に譲らなきゃいけない。ある意味、MアンドAみたいな形を取らなきゃいけない。そのときに税制的な問題も出てくるという話とか、また同時に、ちよつと資料も配付させていただいたんですが、これ私ちよつと個人的な思いですけれど、やはり日本の中小企業、日本の雇用の七割を支えていただいている中小企業でありまして、何ががあるかと申しますと、規模が大きいほど給与が高いという縮図があります。二ページ目にございますが、やはり十人未満は例えば三百五十万、平均給与、それが五百人を超えると四百六十万になり、五千人を超えると五百万を超えるというふうな形になっておりまして、大きな開きがある。

その中で私自身が思いますのは、事業継承も重要であるけれど、同時に、MアンドAで企業が大きくなり、そして安定した雇用をつくる、そして利益率を上げていくという方向も必要なのではないかと考えるわけでございますが、その点につきましてもいかがでしょうか。三ページ目にちよつとMアンドAの実施と非実施企業の労働生産性と書いてございますが、やはりMアンドAをした企業の方が生産性が高いというデータがありますので、政策としてこのMアンドAを進めるといふことも検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○政府参考人(風木淳君) お答えいたします。まず、中小企業のMアンドAによる事業承継についての御指摘がありました。これ、進める取組として、現在、後継者不在の事業者に対して、事業引継ぎ支援センター、これを通じたマッチング支援を行っているところでございます。これは平成二十三年の発足以来、三万五千件を超える相談に応じております。それから、二千二百件を超える成約を実現しているところでございます。これは平成二十三年四月から平成三十一年一月までの実績でございます。

それから、御指摘のMアンドAを一層促進するための措置ということでございますが、自社株式を対価とすることで大規模な買収を行いやすくするように、昨年七月に施行されました改正産業競争力強化法、これによりまして、計画認定を受けた場合には、買収に際して譲渡した買収対象会社の株式の譲渡損益に対し課税を繰り延べるということができるようになりました。この法律によりまして、今後成長が見込まれる事業分野で革新的な技術を取得するための買収などにつきまして、生産性の著しい向上が見込まれ、買収対価の額が買収する会社の剰余金を超えるような場合、こうした場合に計画の認定が受けられるということでございます。

こうしたことで、本税制措置、昨年七月に発効したということでございますので、まず、これが中小企業を含めた幅広い事業者を活用できるように全力を挙げることとしたいと思っております。こうした活用状況を踏まえて、まさに委員御指摘のとおり、必要に応じて制度や運用の見直し等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非御理解いただきたいのは、今経産省が行っている制度、例えば産業競争力強化法に恐らく申請できるというのにはある程度の体力がある会社だと思ふんですね、今何件かというのは存じ上げませんけれど、是非検討いただきたいののは、二〇一四年から二〇一六年にかけて、小規模な事業者、何万件減つたか知っていますか、二十万ですよ、二年間で。そういう小さな企業もきちんと維持し、そして逆に大きな企業もききな仕組みを是非経産省の皆さんには考えていただきたいと思ひます。

やっぱり経産省は、すぐ何か法律作って認定してやりましょうという話になりやすいと思ふんですけれど、やはり汎用的に誰でも使えるシステムをつくらなければ、私は、中小企業の、特に体力がある人は頑張るけれど、ない方々がもつと頑張っていたできるようにするという発想も持っていたいただきたいと思ひます。

続きまして、グローバル化に伴います、今いろいろ議論がありますがデジタル企業に対する課税の問題でございます。これはEUのレポートなどを見ますと、このようなグローバルなサイバー企業の税率、支払っている税率が九・五％と、一般的な企業の税率が二二・二％ということでございまして、何とその税金が、実効税率が半分になっているというレポートも出ています。

どうなっているかと申しますと、ポイントは何かというところ、インターネット上で様々な情報とか、あとは無形資産をやり取りして、一番税金が安いところで利益が上がるように設計すると。そして、何があるかというところ、実際に税金が高いところには全く税金が支払われないという仕組みがあり、それをどうするかということで、今OECDなどで議論されているわけでございますが、今年G20、恐らくこれが大きな論点になると思っております。

是非、鈴木副大臣は、どのようにこれから日本がG20でこのサイバー企業の課税逃れを議論していくか、その方針をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○副大臣(鈴木馨祐君) この問題は、ずっとBEPSというところで、これはITにかかわらず、ずっと検討も進めているところでありますけれども、特に今御指摘あつたようなGAFAMのようなIT企業というところ、従来から、今の国際的な課税制度の中では、外国企業の事業所得に課税するにはその自国内に物理的な拠点がなければなかなか難しいということがこれまであつたわけでありまして。ただ、その一方で今御指摘のような問題も実際に出てきていて、これはあちこちでそういった議論が行われているというふうに承知して

います。

今日も、昨日今日と若干報道もありましたけれども、EUの方でもそういった検討を進める中で、EUの場合はたしか三％暫定的に措置をするということで議論していたけれども、昨日、十二日付けで理事会が何かあつて、合意に至らなかったということがあつたというふうに聞いています。

そうした中で、しかし、どうコンセンサスをつくっていくか、これまでの国際課税の原則から少しこれは考え方を変えていかなきゃいけない話です。それから、それは今御指摘のようにOECDという場もそうですし、あるいはOECDの場合は新興国が入っていませんから、そこは、そういった将来的なことも考えれば、G20という枠組みでもきちんとこれは議論をしていく必要があるというふうに考えております。

今年、今御指摘ありましたけれども、G20、我々が議長国ということでありまして、来年はサウジアラビアが議長国ということ、なるべく日本が議長国の期間にしっかりと議論を進めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非議論を深めていただきたいと思ひます。やはり、私も聞いていますと日本に対する期待というのは大きいものがございますので、是非、財務省、鈴木副大臣、主導してやっていただきたいと思ひます。

これは何かと申しますと、今までやっぱりグローバル企業というのは物を輸出したり輸入したりして利益を上げたわけでございますけれど、次に起きたのが映画とか音楽とか本も電子上で送ると。そうすると、どうやって課税するのかと、アメリカから売っているものを日本で買いましたと、どう課税するかという議論も後手後手になつて、やつと数年前に課税が始まると。

今何が議論になつていっているかと申しますと、一つありますのは、やはりいろんなデータをサイバー企業が集めると、利用者のデータを売る、それに対する課税どうするのかとか、あとは広

告、アメリカから日本で広告を打つとか、あとは
アイルランドから日本に広告を打つ、それにどう
課税するか。そしてまた、大きいのはブラット
フォーム、アップル、あつ、もう会社名出しちゃ
まずいとは思わんだけれど、ある会社があつ
て、そのブラットフォームを使わなきゃいけな
い、大体売上げの三〇％は取られるという、それ
に対する課税どうするか。大きな議論がござい
ますので、是非我が国が率先して議論を引っ張っ
ていただきたいと思っています。

そしてまた、税、企業に対する課税などにつ
きましては、仮想通貨の、もう今は暗号資産とい
ふうになっておりますが、これに対する課税につ
いてちよつと御質問をしたいと思います。

新聞記事などを見ますと、もう確定申告にお
いて、仮想通貨、名前がこれからは暗号資産に
変わるわけでございますけれども、申告が始まっ
ているということもございまして、また、読売新聞
などを見ますと、無登録の仮想通貨の交換代
行業が二億円の所得隠しをしていたという
こともございまして、

私も、この暗号通貨につきましては、いろいろ
国会で議論させていただく中でいろんな方から
話は聞いていますけれど、二つございまして、一
つは、仮想通貨の税の申告、いろんなパターン
があります、もう基本的に、なかなか理解し
にくいと思いますけれど、同じ交換事業者で
全部交換して利益が出ますよという世界じゃ
なくて、様々な交換事業者を組み合わせる
やり方から、その積算どうするんだとかい
うパターンが幾つかございまして、何かと申
しますと、実は国税庁の方から明確な指針が
出ていないという話も聞いていますので、是非
こういう暗号資産、今回、この国会で恐らく
法案が出てくると思いますけれど、この暗号
資産の課税についての考え方を是非示して
いただきたということ、もう一つござい
ますのは、やはりこの仮想通貨というのは、非
常に何となく危険、世間のイメージはすく
危険なものであると。なぜかという、盗ま
れてどこに行つたか

分らないような状況になっているということ
でございます。ただ、今、金融庁の方におかれ
ましては暗号資産の管理を、モニタリングを
強化するという動きもございまして、是非、
金融庁と金融庁が連携してこの暗号資産、
仮想通貨の所得などの管理を、モニタリング
をやつていただきたと思うんですが、その
二点についてお答えいただけますでしょうか。
お願いします。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。

今御指摘のございました仮想通貨取引に関
しましては、国税庁といたしまして、その取
引により得た所得についても納税者自らが適
正に申告することが重要であるというふう
に認識しております。そのため、国税庁にお
きましては、昨年来、仮想通貨取引に係る研
究会を金融庁、仮想通貨関連団体とも
に開催した上で、仮想通貨に関する税務上の
取扱いは幅広くまとめた仮想通貨関係F A Q
を昨年十一月に国税庁ホームページに公表
しまして、また、仮想通貨交換業者が年間
取引額を集計した報告書を顧客へ交付する
というところを働きかけるとともに、こう
した取引組を仮想通貨関連団体を通じて各
交換業者や利用者へ周知するといったよう
な取組などによりまして、納税者が簡便に、
適正に申告できる環境整備に努めていま
す。その上で、課税上の問題を把握したと
きには、必要に応じて納税者に接し、その
是正に取り組むというふうな対応も行って
いるところでございます。

加えまして、今ございました金融庁との
関係でございますけれども、ただいま申し上
げたとおり取組を行つておるところでござ
いまして、その上で、まさに仮想通貨交換
業者に該当する可能性がある取引を行つて
いる無登録業者がいた場合などにつきま
しては、まずは金融庁が利用者保護の観点
から厳正に対応するものと承知しております
が、このような対応を通じて無登録業者が
存在しなくなるといふようなことになり
ますと、先ほど申し上げました仮想通貨
業者やその団体に対する国税庁の取組と
相まって、所得の捕捉

や適正な課税の実現にも一定の効果を
もたらすものと考えております。

また、これに加えまして、国家行政組織
法や国税通則法の規定に基づく国税当局
からの協力要請に対応して、金融庁が把
握した情報のうち課税上有効と考えら
れるものを御提供いただくといったよう
なことも考えられるというふう
に思っております。

国税庁といたしましては、このような形
での金融庁との連携も含め、納税環境の
整備、資料情報の収集、必要に応じた
税務調査といったことによりまして、
仮想通貨取引の適正、公平な課税の実
現に努めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非、金融庁との
連携、またいろんな協会と連携、そ
してもう一つお願いしたいのが、
実際にホームページにあるフリーク
エントQ アンドAは私も読んで
いるんですけど、あれ一般論だと思
うんですね。いろんなパターンが
出ていて、今、仮想通貨のいろ
んな会計をアドバイスするよう
な会社も出てくるんですよ、実
際に、

そういうところとも是非ちよつと
国税庁としても話をさせていただ
きたいと思つて、正直申し上げ
て、すかだ分かっていないです、
正しく申し上げて、ですから、
実際に動き始めている会計事務
所なんかで専門のアドバイザー
がもう生まれ始めていますの
で、そういうところとの連携を
是非やつていただきたいと思
います。

最後に、この税制改正の目標
でありますデフレ脱却について
お話をさせていただきたいと思
います。

皆様のお手元に、四ページ目、
配った資料がございまして、こ
れはIMFのワーキングペーパー
でございまして、人口減少と高
齢化がどれだけデフレに圧力
があるかというデータを取り出
したものでございます。

ちよつと英語のままでござ
いしますが、一番上に、この
オールド・エージ・デイベン
デンシー・レシオというのは
高齢化によるインフレ圧力。あ
とは、ポピュレーショングロ
ースというのは人口

減少によるデフレ圧力。そして、
ラグドインフレーションという
のは、ラグ効果というのござ
いまして、その効果ということで
ございまして、これを見ていた
だきますと分かりますように、
人口減少、高齢化の影響が二
〇一〇年からどんどんあり、
何かと申しますと、二〇二〇
年以降もずっとその人口減少
と高齢化のデフレ圧力が続
くであろうというデータであ
ります。

この財政金融委員会にお
いても非常にこのデフレ脱却の
議論はされているわけござ
いまして、やはり金融であり
財政出動の議論がメインであ
るということでございまして、
私自身のちよつと考えを申し
上げますと、五ページにござ
いまして、やはり最低賃金を
上げることをすべきではない
かと。

中小企業の方々から悲鳴が
上がるかもしれないが、実際
にイギリスはこの三、四年に
意識的に最低賃金を毎年四
％、ある年は七％というレ
ベルで上げ、ドイツ、フランス
も最低賃金を上げることに
により雇用の給料を上げてい
くということを取り組み、う
まく成功している。一方、韓
国は急激に上げ過ぎて、二桁
以上上げて中小企業からも悲
鳴が上がっていると、失業が
増えていくという状況があり
ますが、我が国もこのデフレ
脱却の大きな手段として、
是非この最低賃金を上げてい
くという議論をやるべきで
はないかと思ふんです。が、
鈴木副大臣の見解をお教え
ください。

○副大臣(鈴木馨祐君) 今御
指摘をされた点、非常に大事
な点だろつというふうに思
います。

デフレという状況の中で、
今いろいろある政策を打ち
ながら、デフレという状況
からは脱却をしつつあるとい
う、そういった状況になつて
います。その中で、やはり本
来であれば賃金あるいは設備
投資にお金回つて、そこから
個人消費に回つていく、そ
ういった景気循環、これをし
つかりとつくつていかなく
てはいけないう、それをつ
くれるような地合いになつ
てきているんだろつという
ふうに思いますが、その一
方、やはりいろんな構造的な
問題もあつて、そこに十分
に行つて

いない状況もあるというふうに思います。

賃金という御指摘をいただきましたけれども、本来であればその需給の中で、労働市場の中でしっかりと賃金の上昇圧力が出てくるというのが本来あるべき姿でなければならず、そこに至るまではいろいろなかのやり方というところで、いろいろな手法でやっていく。その中の一つとして、これまでも政府としてもいろいろ賃上げの要請ということもやってきたところであります。あるいはまた、租税特別措置の中でもいろいろ対応も打ってきております。

しっかりと、これからもそういった意味で、あらゆる手段をしっかりと使いながら、経済の本来の意味での民間主導の景気回復への好循環というものをきちんと実現できるような方策を打っていきたいと思います。

○藤末健三君 是非議論を深めていければと思います。

実は、この五ページ目に示した八百四十八円というのは平成二十九年度のデータでございます。平成三十年度は八百七十四円と三%アップと。実はこの三年間、三%アップしているんですよ、これはもう自然状態です。私は、実は、これ四%アップでいけば、何と四年間で千円行きます、これは、ですから、政府はある程度伸び代はつくっていくという形で、例えば千円という目標に達する期間を限定してやるといのは大きな私は、デフレ対策のメッセージになると思いますので、是非、これは共産党の小池先生も提案されていましたので、党派を超えてもやってもいいんじゃないかと思っておりますが、議論を深めていければと思っております。

ちょうど時間となりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。

本日は、所得税法の一部改正を始め国税全般にわたる質疑につきまして、通告に従い、順次進めてまいりたいと思います。

一昨日の質疑に引き続き、私からはまず、本年十月の消費税率引上げに対応した反動減対策、平準化措置という観点から質問を進めたいと思います。

まず、個人所得課税でございますが、特に住宅の購入については、高額な耐久消費財でありますので、税率の引上げ前後の駆け込み需要や反動減といったものが景気、経済に大変大きく影響してまいります。きちんとした準備を行っていかねばならないということも言うまでもございませ

そこで、今般の税制改正におきましては、住宅ローン減税については、所得税の控除期間を更に三年間延長することとしたことを始め、すまい給付金の拡充や次世代住宅ポイントの付与といった予算と税制の両面での反動減対策、平準化といった措置が講じられておりますので、税率引上げに影響されることなく住宅を安心して購入いただける、購入にメリットがある環境整備を目指しております。

そこで、まず国交省に伺いますが、これら住宅ローン税制の効果について確認するとともに、すまい給付金の拡充や次世代住宅ポイントの付与について、実施に向けて具体的にどのような制度設計を図っているのか、また、これら制度の利用に向けた周知活動について伺いたいと思います。

○政府参考人(小林靖君) お答えをいたします。本年十月一日に予定されております消費税率引上げに当たりまして、駆け込み需要と反動減により経済に影響を及ぼすことのないよう、税制、予算措置による総合的な対策を講じることとしております。

ただいま委員から御紹介がございましたように、具体的な内容といたしましては、住宅ローン減税の控除期間の三年間の延長、すまい給付金の給付額等の拡充、次世代住宅ポイント制度の創設の三つのメニューがございます。これらによりまして多くの方が税率引上げ後の住宅の取得についてメリットが出るというふうな効果が得られる、

そういった支援が受けられると考えております。

具体的に、すまい給付金につきましては、これまで所得層、これは従来五百十万円以下の方を対象にまいりましたが、所得層につきましては七百七十五万円以下の方まで拡充をし、給付額も最大三十万円から五十万円に引き上げるということにしております。また、次世代住宅ポイント制度につきましては、消費税率一〇%で一定の性能を有する住宅の新築やリフォームを行う方に対して、様々な商品と交換可能なポイントを発行する制度としてございます。

次に、こうした制度の周知でございますけれども、平成三十一年度予算案、税制改正大綱の閣議決定後、予算案と関連税法案が成立することを前提とする旨を示した上で、広報用のチラシの作成や配布、住宅建築関係団体に対する説明会や各都道府県主要都市での説明会の実施、新聞やラジオ、住宅情報ポータルサイトなどにおける広告などの取組を行っているところでございます。このように支援策の広報等に取り組んでおりますけれども、引き続き、民間の関係の団体とも連携をしながら支援策の周知に努めてまいります。

○杉久武君 よろしくお願ひしたいと思います。国民の皆様は十分理解がなければ効果が発揮をいたしませんので、税率引上げまであと半年余りと迫ってまいりました。これら対策についての国民の認知度を高めるためにも、一層の周知徹底を是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資産課税に関連して、個人事業者の事業承継税制の創設について伺います。

まず、中小・小規模事業者の経営者の方々のうち、今後十年間で七十歳を超えられる経営者が約二百四十五万人に上り、そのうち約半数の百二十七万人、これは我が国企業全体の実に三分の一に相当いたしますけれども、その経営者の方が後継者が決まっていないうと、こういう大変深刻な数字でございます。

そこで、中小企業庁に伺います。この後継者不足の問題を放置しますと、今後我が国では雇用や

GDPにどのような影響が出ると試算をしているのか、確認をしたいと思ひます。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、今後十年間に平均引退年齢である七十歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約二百四十五万人と見込まれておりまして、その約半数の百二十七万人が後継者未定でございます。この現状を放置いたしますと、約六百五十万人の雇用と約二百二十兆円のGDPが失われるおそれがあるため、事業承継は待ったなしの課題であるというふうに認識をしております。

○杉久武君 今、本当に影響額、六百五十万人の雇用、二十二兆円のGDPに影響が与えるというお話がありました。この我が国経済の土台はやはり中小・小規模事業者によって私は支えられていると思っておりますので、こうした深刻な後継者不足は、たとえ黒字経営でも廃業を選択せざるを得ない可能性を秘めておりますので、これは何とかしなければ、程なくして我が国の社会経済基盤そのものが足下から音を立てて崩れる、大変憂慮すべき事態だということに思っております。

そこで、私も公明党は、中小・小規模事業者の方が安心して事業承継を進められるよう様々な施策を訴えて推進をまいりましたが、特に昨年の税制改正では、事業承継時の株式に係る贈与税、相続税につきまして十年間限定でゼロにする特例措置を設けるなど、事業承継税制を大きく拡充をまいりました。

そこで、中小企業庁に伺いますが、昨年度設けられたこの特例措置の実施前と実施後で事業承継の株式贈与に関する申請件数はどの程度増えたのか、また税制改正の効果についてどのような評価を行っているのか、確認をしたいと思ひます。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、平成三十年度の税制改正におきまして法人の事業承継税制を抜本的に拡充をしております。拡充前は、十一年間、平成二十年度

から平成三十年度まででございますが、十一年間で二千五百件の利用でございます。拡充後、すなわち昨年四月から今年の二月末までの十一か月間、これで二千五百件を超える申請があるということでございます。大きな効果があるんではないかというふうに私どもは認識をしております。

○杉久武君 今伺いましたように、十一か月間で十年分の値が、件数が出てきていると、飛躍的な伸びを示しております。いかに中小・小規模事業者の支援が大切な、この今答弁いただいた数字から読み解くことができると思います。

そして、これらの流れを更に加速するために、私ども公明党が主張してきた事業承継税制の抜本的な改革として、個人事業者の事業承継税制の創設がこの平成三十一年度の税制改正で盛り込まれました。これは個人事業者向けに事業用の土地や建物、自動車などに係る贈与税、相続税を十年間限定でゼロにする制度でございますけれども、これは本当に画期的なことであり、私も強く支持をしたいと思います。

そこで、中小企業庁に確認しますが、今般の税制改正における個人事業者の事業承継税制の創設による効果、どのように想定をされているか、伺いたいと思います。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、平成三十一年度税制改正では、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、十年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具備品などの承継時の贈与税、相続税の一〇〇％納税猶予制度を創設する予定でございます。これにより、約三百五十八万社の中小企業のうち五割以上を占める個人事業者の方々にもこの税制を利用いただくことが可能となります。今後は、この制度を御活用いただけますよう、分かりやすいパンフレットを全国千六百六十の商工会、五百十五の商工会議所等を通じて事業者に届ける、また、税理士を始めとする全国三万二千八百五十二の認定経営革新等支援機関の御協力を

得て、相談対応や制度の申請支援などを行っていただく予定です。

こうした取組を通じまして、少しでも多くの個人事業者の方々にこの制度をお使いいただけますよう環境整備をし、個人事業者の円滑な事業承継を進めてまいりたいと思っております。

○杉久武君 今お話しいただきましたとおり、やっぱりこの個人事業者の事業承継の税制創設は、中小企業の皆様からも今までにない前進と大きな期待をいただいておりますので、一日でも早い成立はもとより、円滑に活用できるように環境整備を是非お願いしたいと思っております。

しかし、他方では、こうした諸制度について、実際にそれがきちんとやっぱり活用されているかどうか、この点についてもしっかりと目を配っていかせんと意味がございせん。

例えば、経営者の方が様々な制度を御利用いただくに当たっては、私ども公明党が推進をし、国にも十分取り組んでいただきましたよろず支援拠点の利用が挙げられますけれども、四十七都道府県での来訪、訪問者数は、平成二十九年の数字ですが、延べ約三十二万人ということになっております。

しかしながら、このよろず支援拠点の来訪相談者数は地域によってかなりばらつきがございまして、平成二十九年の数字では、福岡県が年間約一万三千件余りと飛び抜けて多く利用がございまして、これは最も来訪相談者の少ない鳥取県の約六倍以上という、こういう大きな開きがございまして、また、方面別では、九州や関東の来訪相談者数は多いようでありまして、東北や近畿、四国では利用件数が少ないようにも感じられます。このばらつきは何なのか、また利用いただけるように工夫を凝らしていく余地があるのではないかなと、この数字を拝見するに当たり考えております。

そこで、中小企業庁にお伺いをします。まず、このよろず支援拠点の都道府県別利用者数についてどのような認識を持っているのか。ま

た、今般の事業承継税制を始め、様々なこの中小企業に対する支援策、諸制度をしつかり活用していただくためにも、丁寧な周知活動は当然ですが、けれども、このようなやっぱり支援拠点、この支援拠点をより利用しやすいものにするためにも一層の創意工夫が必要かと思いますが、中小企業庁の見解を伺います。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。よろず支援拠点につきましては、全国四十七か所に設置されてから五年が経過しております。利用者へのアンケートでは、自社だけでは解決できない複雑な問題を整理できて解決策のアドバイスが、一方で、御指摘のとおり、経営支援の質にはばらつきがある、あるいは、より利用しやすいとする観点から、遠隔相談に当たってはITなどを一層活用してほしい、いろいろな声が出てきているのも事実でございます。御指摘のとおり、実際に都道府県別の利用者数にもばらつきが出てきております。

そういう中でございまして、国がまずよろず支援拠点の活動方針を統一的に示し、それを受ける形で各拠点が定める年度計画というようなものになっているかどうかを国が確認をし、それをPDCAサイクルの徹底によって経営相談の質の底上げを行う、あるいは、他の支援拠点と連携したサテライトの拠点の設置や出張相談等の取組を拡大することともに、テレビ会議システムを利用した相談対応の実施により遠方の事業者でも利用しやすい環境整備などに取り組んできたところでございまして、よりそれを強化をしたいと考えております。

引き続き、これらの取組を通じ支援水準の向上を図るとともに、中小企業・小規模事業者にとつて利用しやすい支援拠点を目指してまいりたいと思っております。

○杉久武君 是非、利用者目線で充実した支援拠点になるように取り組んでいただきたいと思いま

他方で、特に税務面につきましては、支援策が間違ひなく円滑に進むよう、納税環境といった側面でも整備も大切になってまいります。そこで、その主軸となりますのが国税庁であり、諸制度を熟知していただいているのも国税職員の皆様であります。私も、政務官就任中、埼玉県和光市にあります税務大学校を視察させる機会も得ました。本当に熱心に、また真剣に研修をされている職員の皆様の姿、また責任感の厚さに大きな感銘を受けたことを思い出します。

ところが、本委員会でも度々取り上げられておりますが、国税庁の定員はこの二十一年間で千五百人近く削減される一方で、所得税の申告件数は高止まりし、さらに法人税の申告件数は増加の一途をたどっております。また、法人税の実調率は三%まで下がっているのが現状であります。実調率三%といえますと、平たく言えば、企業からすれば三十三年に一度調査にやってくるという頻度になりますので、納税意識の希薄化やコンプライアンス意識の低下につながりかねないのではないかと危惧もございまして。

また、我が国を取り巻く経済環境は近年目まぐるしく変化をしております。急激な国際化に伴い、仮想通貨や民泊、また金の密輸による消費税の不正還付等、匿名性や潜在化といった新たな経済活動に関わる諸問題に誰が対処し、どのようにして適正な、また公平な納税環境を整備するのか、そういった現場を担っていただいくことが国税庁の職員の皆様でございますけれども、その職員の数が減っている現状は憂慮すべきことと思ひます。

そこで、国税庁に伺いますが、国税庁の定員について率直な御見解と、新たな経済活動への対処を始め、我が国の納税環境整備に対してどのような認識を持たれているのか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。近年、経済活動が国際化、ICT化いたしました。シェアリングエコノミーなどの新たな経済活

動が広がる中、御指摘のとおり、国税に關します調査、徴収事務は複雑困難化しておりまして、そういう意味では、税務行政を取り巻く環境は大変厳しさを増しているというふうに我々も認識しているところでございます。このような状況の下で適正、公平な課税徴収を引き続きしっかり実現していくためには、税務執行体制の強化を図っていくことが極めて重要であるというふうに認識しております。

こうした中、平成三十一年度予算におきましては、民泊サービス、仮想通貨取引といった新たな経済活動等への対応、それから、これも御指摘のございました国際的な租税回避等への対応、さらには税制改正等への対応などを図っていくための所要の体制整備を盛り込んだところでございます。

その結果、平成三十一年度予算におきまして国税庁全体の定員はプラス九名の純増となっているところでございますけれども、引き続き、業務の効率化を図りつつ、必要な定員、機構を確保いたしまして、御指摘のような様々な対応、観点、課題への対応をしっかりと実現するように税務執行体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○杉久武君 すぐに定員を増やす、急に増やすというところは難しいとは思いますが、しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、それ以上にやはり困難なのは、これは人材育成だというふうに思っております。一朝一夕には当然できません。税務大学校での研修はもとより、ベテラン職員の方の調査や徴収経験を継承する、そのためには、毎年滞りなく継続的に職員数を確保し、増員し、組織機能を維持することが不可欠だろうと思っております。マンパワーの確保は我が国の根幹たる税制を維持する生命線であると考えますので、大変であることは承知の上でございますが、どうか御尽力いただければと思います。

その上で、人材不足と業務の複雑化、調査の困難化が進む中、今何ができるのかといいますと、

柔軟な発想による業務の合理化が必要なのではないかと思っております。今所得税の確定申告のまさに真つた大でありまして、あしたの期日でございまして。所得税の確定申告はここ数年で年間約二千二百万件と高止まりをいたしております。事務の増加と煩雑さ、国税職員の方も、また納税者の方にものかかっているのではないかとこのように思っています。

そこで、今日お話をさせていただきたいのは、事務量削減と納税環境の合理化に向けた一つの解決案について御提案をしたいと思います。

これ、先週六日の予算委員会でも麻生大臣の方には最後ちよつと御質問させていただきまして、ちよつと予算委員会では十分な時間を取ることでございましてしたので、その確認も含めて、今日は順次質問をしたいと思います。

まず、所得税による医療費の控除の制度であります。この医療費の控除につきましては、確定申告をしないといふことは利用できないわけでありまして、けれども、先ほど申しましたように、年間二千二百万人確定申告をされる中で約七百五十万人が医療費控除、これを利用してあります。

医療費控除というのは、一般的には、年間の医療費が十万円を超える場合、その十万円を超えた額を所得から控除できるという仕組みでありますけれども、やはりこの医療費控除といいますと、

これまでは領収書の束と格闘するという、そういった状況でありまして、特に医薬分業になってからは、一回病院へ行くと、領収書が病院と薬局で二枚出てくるわけでありまして、特に医療に關わるのが多い高齢者の皆さんにとっては、これは大変煩雑な作業であります。それを少しでも簡便的にできないかということで、ちよつと今日は

何点か御質問したいと思います。

それが医療費の通知、これ、各保険者から被保険者に送られてくるものでありますけれども、この活用についてお話をしたいと思います。

まず、そもそもこの医療費の通知制度、まずこの制度の目的及び導入された経緯について厚生

労働省に確認をします。

○政府参考人(渡辺由美子君) 今御指摘のございました医療費通知でございますが、これは昭和五十三年に健康保険組合の独自の取組として開始されたものと承知しております。その後、昭和五十五年以降は、国の方でも各医療保険者に対してこの医療費通知の実施を促す通知を数次にわたって発出しておりまして、現在ではその取組が定着しているところでございます。

この医療費通知の目的でございますけれども、各被保険者の皆様に医療費通知を交付することによりまして、皆様方の健康についての意識を持っていたいただくことはもちろんでございますが、医療費ですとかあるいは医療保険制度全体に対しての意識を深めていただく、このような目的も有しているものでございます。

○杉久武君 この医療に対するだけ社会保険診療で掛かっているか、そういった状況を被保険者に確認をしていただくという趣旨で始まったものだと思いますけれども、この医療費の通知が、平成二十九年度税制改正で、所得税の医療費控除において領収書に代えて利用できるようになりました。その背景と狙いについて財務省の方に確認をしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

医療費控除につきましては、ただいま委員から御指摘がございましたとおり、適用件数、例年七百万件を超えるということでございまして、納税者御自身にとりましても多大な、また煩雑な事務負担が生じていたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成二十九年度の改正では、領収書の添付に代えて、支払った医療費の一覧を示した明細書を添付することとして、その際、領収書については原則として五年間自宅で保存することを義務付けるといふ、そういう制度を設けたところでございますけれども、これと併せまして、納税者の事務負担について可能な限り軽減を図るために、健康保険組合などの今

御説明のありました医療保険者から提供された医療費通知、医療費のお知らせなどでございますけれども、これを利用できるようにするとともに、この場合、医療機関からの領収書を自宅で保存していただく必要がないという、そういう仕組みを併せて導入すると、こういうことで納税者の事務負担を軽減することになったというわけでございます。

○杉久武君 そういった意味では、今局長に御説明いただきましたとおり、私はこれ非常に納税者の利便性になった改正だったというふうに思っておりますけれども、しかしながら、これ蓋を開けると、全ての医療費のお知らせ、医療費の通知が税制上これ活用できるわけではないということが実態としてございます。

そこで確認をしたいと思いますけれども、医療費控除、所得税の医療費控除で利用するための医療費通知の記載要件、これはどういったものがあるか、これは国税庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。所得税法上、医療費控除の適用を受ける場合に添付することができる医療費通知は、被保険者の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者の氏名、療養を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称の各項目の記載がなされていることが必要とされているところでございます。

○杉久武君 今国税庁から御説明いただきましたとおり、六つ記載要件がありまして、これを全て満たしていなければ所得税の医療費控除は利用することができないということになっています。

今日、お手元に資料をお配りをさせていただきましたが、これは厚労省からいただいた各保険者の数、種類を書いていただいております。いろいろ、全ての国民が何らかの保険には加入をするわけでありまして、厚労省が所管するだけでも、市町村国保、国保組合、協会けんぽ、組合健保、後期高齢者医療制度、これだけございます。そしてまた、これ以外にも、公務員の皆さんは別途各省

が所管をしている共済もございまして、このそれぞれの保険者における医療費の通知の要件を満たしている保険者の割合、これについて順次、まずこの資料に記載の保険者については厚生労働省から、また国家公務員については財務省、地方公務員については総務省、そして私学共済については文科省から答弁をいただければと思います。

○政府参考人(渡辺由美子君) ます、厚労省所管分からお答えいたしますと、先生のお配りいただいた資料に沿って申し上げますと、まず一番左の市町村国保でございますが、これ、現在私どもの把握しております中で、実施予定の保険者も含めまして現時点で約九二％が税法適格の通知を発しているということでございます。それから、国保組合につきましては約七五％、これも実施予定込みでございます。それから、協会けんぽは保険者一つです、もう既に一〇〇％実施をしております。それから、組合健保につきましては平成二十八年度末時点でございますが約八六％、それから後期高齢者医療制度におきましては一〇〇％実施をしておりますでございます。

○政府参考人(神田眞人君) お答え申し上げます。

国家公務員共済組合におきましては、現時点で税法の記載要件を満たした医療費の通知を発行している組合はございません。

具体的に申し上げますと、確定申告に医療費通知を用いるためには、税法上、自己負担額を記載する必要があります。しかし、現在各国家公務員共済組合が発行しております医療費通知では自己負担額を含めた医療費総額を記載しているため、税法上の要件を満たしていない状況となっております。

この状況を是正すべく、国家公務員共済組合におきましては、平成三十二年四月の運用開始を目指して次期標準共済システムを開発中でありますところ、この新システムの下で、平成三十二年分の確定申告から医療費通知を医療費控除に利用できるように取組を進めてまいりたいと存じます。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

地方公務員共済組合につきましては、現在総務省として調査回答を得ているところでは、保険者となる六十四組合のうち、医療費控除の申告に添付できる医療費の通知を発行しているのは六十一組合、割合にすると約九五％となっております。

○政府参考人(白間電一郎君) お答え申し上げます。

私立学校の教職員共済に關しまして、日本私立学校振興・共済事業団が発行します医療費の通知は、本年二月に発行したもので、税法の記載要件を満たしたものとされているところでございます。

○杉久武君 今それぞれ、今日はちよつと各省からわざわざ来ていただいたて答弁いただきましたけれども、税法上は記載要件さえ満たせば、これはもう法律改正要る話ではありませんのでこれ利用できるんですけれども、なかなか実際はまだ利用できない保険者もあります。

今日はあくまで保険者の割合でこれは数値を出していただきましたけど、本来、私としては、被保険者数の数字でどれぐらいのカバー率かというのをちよつと調べたかったんですが、余りにも膨大な作業になるということで、今日は保険者数でお話をいただきました。

実は、私がこれ問題意識を持ったのは、私も二年前、財務政務官させていただいたときは、これ一時的に財務省の共済の方に異動するわけでありまして、自分の医療費通知を見たら使えなかったというのを見たときに、どこまでやはりこれは浸透しているのかなというのを最初問題意識を持って、この問題を取り上げさせていただきました。

また、地元の国保に戻つても、実は自分の地元の国保はまだ対応していなかったり、一番やはり記載要件として漏れているのは自己負担額、ここがやっぱりまだまだ対応していない保険者が多いのかなということになります。

ただ、それぞれ皆さん、いろいろ仕事をされたりいろいろ生活環境が変わる中で、保険者というのは人生の中でいろいろ渡り歩くことがありますので、ここでは使えてここでは使えないとなると、いざというときにやっぱり非常にこれは結局かなり面倒な作業を納税者にも強いることになるのではないかとこのように思っておりますので、是非これは、医療費の通知は、この保険者であつても必ずこの税法で利用できるという形を、これはもう取組、運動論だと私は思っております。

この医療費の通知はもう一つ課題がありまして、発行頻度とか発行の時期の問題があります。

またちよつとそれぞれの省庁で、お手を掛けますけれども、この発行時期、発行頻度についてはどういう状況になっているか、また厚労省、また財務省、総務省、文科省の順で御答弁いただければと思います。

○政府参考人(渡辺由美子君) ます、厚労省の所管分でございますけれども、全国一つの協会けんぽにつきましては、これは年一回の発行ということとで、時期も、三十年代におきましては三十一年一月に交付をしております。

それから、それ以外はちよつとかなり格差がございますけれども、例えば健保組合で申し上げますと、年二回から五回というところが四割近くある一方で、年十二回、すなわち毎月というところも全体の四割ぐらいございます。それから、後期高齢者の広域組合につきましては、全体の約八割が年二、三回というところでございまして、市町村国保につきましては、約六割が年五、六回という、こんな状況になってございます。

○政府参考人(神田眞人君) 国家公務員共済組合につきましては、その発行頻度、九割に当たる十八組合が年一回の発行、二組合が年二回の発行でございます。その通知の発行時期につきましては、十月から十二月に発行している組合が多く、二十組合中十二組合がその時期に発行してござい

ます。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

地方公務員共済組合の医療費の通知の発行時期は、主に一月から三月の間に発行されております、発行頻度は主に年一回から二回というふうになっております。中には、年三回ですとか、多いところは年十二回というふうなところもござい

ます。

○政府参考人(白間電一郎君) お答え申し上げます。

私立学校教職員共済につきましては、年一回、二月に発行しているところでございます。

○杉久武君 各省の皆さん、ありがとうございます。

これも様々、発行頻度はばらつきがあると思ひますけれども、これは余り統一云々という私は議論ではないと思ひます。

ただ、一つ、やはり確定申告という作業を考えたときに課題になるのが、やはり十一月、十二月の診療情報が二月十五日の確定申告スタートまでに被保険者に伝わるというのが私は将来的には非常に大切なポイントになってくると思ひます。この件、私もこのレセプトの計算期間等についても厚労省から勉強させていただいて、なかなかこれすぐにできる話ではないとは思ひてはいるんですけれども、やはりこの診療情報を、医療費の通知を通じて被保険者に伝わる期間のこの短縮というものを、これだけICT化が進んでくる中で是非厚労省としても検討いただきたいと思ひますが、御見解をいただけますでしょうか。

○政府参考人(渡辺由美子君) 御指摘ございまして、レセプトの審査期間をなかなか短縮というのは難しいところではございますが、やはり、医療費通知の作成と発送時期、これをできる限り確定申告の時期に合わせて実施することについて、私どもとしても保険者に周知していきたいと思ひております。

また、将来的には、レセプトの情報を活用して、マイナポータルを通じて医療費控除の申告に必要

な情報をe-Taxに自動転送できる、こういった仕組みについても検討しておりますので、そういった中で、医療費の情報が被保険者の方に伝わるまでの期間の短縮について、引き続き検討していきたいと思っております。

○杉久武君 是非、これは当然、元々このレセプトの情報というのは医療費の控除のための当然作業ではないというふうな理解をしておりますけれども、年間七百五十万人の方が毎年確定申告で作業をされている。私も、先日、ある地元へ帰ると高齢者の方から、歯医者に行ったりいろんな病院に行ったりもう毎年領収書の束で大変なんやと、こういう声もいただきました。この点について先日、予算委員会でも麻生大臣の方にも質問させていただきましたところ、その方向で検討させていただきますと、是非これを財務省も旗振り役になってやっていただくということで、前向きな御答弁をいただきました。

今日はちょっと大臣御不在ですので、今日は副大臣になりますけれども、是非これは財務省も主導して、これは納税者にとっても、また税務署の職員にとっても非常にプラスになりますので、この医療費の通知だけで社会保険診療の医療費控除はできる、この仕組みの実現に向けての最後御決意をいただければと思います。

○副大臣(鈴木馨祐君) 杉先生、大変今日は有義な、闊達な御議論をいただきました。問題点として御指摘のように、やはりスピードの問題と、そして項目をどうやってきちんとカバーしたものをそれぞれの保険者が出せるのか、そういった点に尽きるんだらうと思います。

御指摘のように、これは実際に納税者の方々の利便性、そして私どもの事務処理の簡素化というところに結び付く、しっかりと進めていかななくてはいけないことだというふうに考えておりますので、関係の省庁ともしっかりと連携をして進めてまいりたいと思います。

○杉久武君 もう是非進めていただきたいと思います。

今、本当に二十九年改正で少し前へ進んだ状況なんですけれども、ただ、今どうしても中途半端な状況に陥っております、例えば医療費の通知も、昨年度と今年分が交差した通知が来る、こういったところもあると、除いたり、足したり引いたり、いろんな作業が今混在をしております、過渡期だとは思っておりますけれども、是非そういった点も踏まえて、できるだけ早く実現できるように取り組んでいただきたいことを最後お願い申し上げます。

大変に今日はありがとうございました。

○長浜博行君 財務大臣、お疲れさまでございます。よろしければ始めさせていただきますか、と思います。

まずは景気動向の方から入らせていただきますが、特に世界経済の影響と申しますか、ちよつと心配だと思ふことがいろいろ出てきております。もちろん、ブレグジットでメイ首相が御苦勞されているのはテレビでもうしょつちゅう出てくるような状態でありまして、ちよつと先週でするようなECBの会合といいますが、ドラギ総裁が年内の利上げも断念をされて、成長率と消費者物価上昇率も下方修正というような状況にもなっている。

こんな状況の中において、今度はアメリカも利上げを見合わせている。多分、一時停止というふうな形だというふうに思いますが、パウエル議長がそのようなことを言っておられますし、予算案書といいますが、トランプ大統領の次年度の予算の中においても赤字が更に増えるのではないかなという状況にもなっております。

もちろん、貿易上大変有力な中国においては経済成長率の目標も下げということで、私の個人的な印象なのかもしれませんが、日本を取り巻く状況、別に日本のせいとかそういう問題じゃなく、逆に、世界経済の状況の中において日本の経済がかなり影響を受けて、日本の企業もどちらかというと慎重な、保守的な姿勢に変わってきているのではないかなというふうに思いますが、経

験豊富な財務大臣はどのように世界経済を見ておられるのか、御指導いただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 新聞等々、マスコミというふうなものがいろいろ書いておるのは御存じのとおりですけれども、通商問題とか、中国、なかんずく米中の話、加えて中国経済そのものの話、そして今ブレグジット等々で言われておりますヨーロッパとイギリスの話等々、リスクがいろいろあるんだとは存じますけれども。

米国を中心として、基本的には、経済は下方寄りの可能性はあるとはいえ、緩やかな景気回復が続いている。少なくともアメリカの場合は、利上げを止めたというのは、これは、それまでは御存じのように連銀、十二連銀ありますうち多くの連銀の中で、特にカリフォルニア等々は土地の値段が上がり過ぎていて、商業地における土地の値段が上がり過ぎてバブルに近いんじゃないかというので、金利を上げてきて、去年ずっと上げてきたわけですけれども、約三・二五近くぐらいまでなりましたので、そういった意味ではほぼ標準なところまで金利は上がってきておりますから、そういった意味では対応ができるまでに上がった。

傍ら、これ以上上げると今度株価がということになって景気対策に影響が出るということも考へて、パウエルは、パウエルつて、FRBの議長はそこで止めたんだと思っておりますので、その意味では、景気を冷やさないようにしようという意欲はいわゆる金利の上げを止めたということではつくりしたその対応は見えていいると思っておりますので、私どもとしては、緩やかな回復が続いていると思っております。

日本の場合も、この予算をこの三月通していただきますと、いろいろな意味での、この中の景気対策等々が含まれておりますので、そういったものを含んで、この十月の消費税の上げ等々に応えて、きちんとした対応で景気が循環をしていけるというふうになるのではないかと、そのように期待を、まあ期待も半分ありますけれども、そう思っております。

○長浜博行君 そこで、今大臣からも国内の景気と予算のお話がございました。景気動向指数の基準判断が足踏みから下方への局面変化が起きたのではないかとということも話題になっているところでもあります。

もちろん、この間御説明をいただきましたように、これをもつて景気の動向が変わったというわけではないというところは理解をしておりますけれども、たしか去年の十二月の日銀の短観においても、三か月先の景況感を示すDIなど見ると、大企業でもちよつと悪化の様相があるのではないかなということもありますし、あるいは、景気の先行指数と言われているところの工作機械、機械を作る機械ですね、工作機械の受注額も二月においては前年同月比で三割近くが落ちていると、対前年割れは五か月ぐらひ続いているというような状況でもあります。特に、外需といいますが輸出関係は五か月連続、そして国内需要の中においては三か月連続で、ひよつとしたらこの工作機械においては去年の三月がピークであったのではないかなというふうにも思われますし、昨日、機械受注統計なんかこの一月の発表されておりますけれども、船舶、電力を除く民需の受注額においても対前月比で五％ほど、これも三か月連続でマイナスという、いわゆる景気の先行指数を示すというふうな状況の中において余りよろしくない数字が出てきているところがあるところには気になります。

もちろん、景気動向指数の問題等々も含めて、判断をされるのは政府の関係閣僚会議といいますが、月例経済報告のところだというふうな思っております。先月は二月の二十一日の段階で開かれて、政府の判断というのは緩やかに回復という状況だと思っております。今月は多分二十日に開かれると思われましても、大臣ももちろん御出席をされると思いますが、どういったところのこの状況の中で大臣は御関心を持たれて、あるいは、発言されるかどうかは分かりませんが、動物的勘でどういったところをお気を付けになっておら

れるのか、御示唆をいただければと思います。
○国務大臣(麻生太郎君) これは、長浜先生御存じのように、景気動向指数というものは、これはある程度機械的にこれはめられてきちつとやってみりますので、三か月連続で同じようなことをやるといふと、機械的に下方への局面変化とされるものだとおこなうことになっておりますので、御存じのとおりなんです。

この景気動向指数の中で、この一月で見ますと、よく言われるように、中国の場合の春節がいつもより前倒しになっておりますとか、それから今年は正月の休み期間が九日間連続だったとか、それから自動車会社の一部が生産停止になったりしておりますので、そういった意味でマイナスに響いたというところで、中国向けの輸出含めていろいろなものマイナスになったというように思っております。

今おっしゃいましたように、政府としての景気判断というのは、通常、月例経済報告におきまして基調判断とすることとしておりますので、先ほどおっしゃいましたように、緩やかに景気が回復しているという試算を示しておりますので、これは、この二十日前後にも一回ある場合にどのようなものが出てくるか。ちよつとこれは主に対応は茂木大臣の担当しておられるところなので、私の方がどうのこうのというわけではありませんけれども、少なくともその動向の指数、ちよつとこれ以外にも、今機械受注の話がありましたけれども、機械受注は大体、遅れますと大体半年後にほかのものにも影響が出てくるというのはもう通常でありますので、そういったものをよく見た上で私どもとしては判断をさせていただきますけれども、そこらで思っておりますけれども。

アメリカの動向やら、このブレグジットは、今、昨晚もイギリスの議会で夜までやっていました、夜つと、こちらの夜までやっていましたけれども、ああいったようなものがどういった形で出てくるか等々は、ちよつとすぐ気分的なもので影響を与えてまいりますので、それが株価に出てきて

みたり、イギリスの方の金利やら株価にすぐ影響し、それがまた波及してこつちへということになってまいりますので、私どもとしては、そういった指数をよく見ながらちよつと判断をさせていただかなければならぬところだろうと思っております。

○長浜博行君 それと、もう一つは、昨日、ちよつと春の労使交渉の集中回答日を迎えたわけでありまふ。不透明感を増す、先ほど来議論をしているところでありますけれども、世界経済の動向から、企業はかなり慎重、守りの姿勢にひよつとしたら入つてきているのかと、官製春闘と言われたときもひよつとしたら去年で終わりで、主要製造業の大手企業の賃上げ、ベアの水準は前年割れというふうな状況であります。賃上げ幅の縮小。もちろん、これが影響してこれからは中小企業に入つてくるわけですから、こつちの意味からいへば、先ほどの藤末さんの質問じゃありませんけれども、最賃を上げていくというふうな状況の中において、消費の動向を極めて左右するの大きな効果を持つ給料、所得、こつちの賃上げ幅の縮小、賃上げの状況はどのように判断されますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 昨日、自動車総連、それから金属労連、鉄鋼労連等々でしたかね、去年出ましたのは、いずれも日産以外はほとんど前年度比マイナスというふうな、ちよつと全部覚えていないのであれですけども、数字だつたと思ひますけれども、どれぐらい割れたかというのに対して、三千円で五百円割つたとか、大体それだつたと思ひますが、いわゆるベア、ベアがアップしたというのは、これ、この六年連続ベアが上がつたんじゃないでしょうか。その前、六年前から以前は大体ベアが上がつたことありませんから。

ずつとベアという言葉、大体今若い人、ベアが何だか分からぬという人が多いぐらいですから、そういった時代なんじゃないでしょうか。古賀さんぐらゐの世代はまだベアに恩恵を浴したのかしらぬけど、もうちよい前の若い人は全然知りませんから、ベアって何ですと聞かれた人が

いっぱい会社におられたという話が出たぐらゐだつたので、少し、ベアという言葉が出てくる間はまだまだ少なくともそういった意識を持つてよろしいんじゃないのかなとは思ひますけれども、いずれも前年度に比べて少しマイナスになったとはいへ、トータルのものをちよつとまだ締め切つていないし、連合の方も、これ締めた後の調査とか発表していませんので、ちよつとつかつたことは言えませんが、私どもとしては、こつちの賃上げの幅が縮小してきているということは事実ですので、ちよつとお気を付けをいただければというふうにも思っております。

よく話題に出る、景気の山があつて谷があつてというこの議論の中において、いわゆる戦後最長の景気になるかどうか、茂木さん、茂木大臣の分野からもしれませんけれども、この判断は、やはり景気動向指数研究会ですか、こゝでされるんだというふうな思ひますけれども、このイザナギ景気を超えたかというふうな判断は、いつ、どのような形で行われるんでしょうか。内閣府が来ていると思ひますので。

○政府参考人(市川正樹君) お答え申し上げます。景気の山、谷の判定は、御指摘のように、景気動向指数研究会、吉川洋教授が座長でございますけれども、その判断を踏まえて内閣府で行うわけでございますけれども、その山、谷の判定でございますが、ヒストリカル・デフュージョン・インデックスというものをつくつて確定に使うんですが、その確定には一年から一年半程度のデータの蓄積を待つ必要がございますので、その上で専門家の審議を踏まえて行うというふうにしておるところでございます。

以上でございます。

○長浜博行君 そうすると、いずれにしろ、超えたかどうかというのは昨日今日で言う問題ではなくて、まだ時間が掛かるということでしょうか。

それと、この消費の動向とかあるいは貯蓄の動向ということで、私たちよく普通に消費性向はどうかというふうな言葉を使ふんですが、今はこの消費性向とか貯蓄性向、国民のですね、はどのようになつていんでしょうか。

○政府参考人(増島稔君) お答え申し上げます。委員御指摘の消費性向でございますが、可処分所得に占める消費の割合でございます。一國の経済全体を表す国民経済計算ベースで見ますと、二〇一四年に消費税率引上げに伴い駆け込み需要もございましたので上昇いたしました、その後は低下をしております。また、一世帯当たりの動向を表す家計調査ベースで見ても同様な動きになっております。

○長浜博行君 貯蓄の方はどうですか。

○政府参考人(増島稔君) 貯蓄性向は消費性向の反対側でございますので、今申し上げたのちよつと反対の動きになりますけれども、そういったしますと、この二〇一四年に消費税率引上げに伴つて低下した後上昇していると、家計調査ベースで見ても同様な動きになっていふことでございます。

○長浜博行君 そうすると、単純に消費に回る分が貯蓄に回つていふという理解でよろしいんでしょうか。そういう単純なものでもないですか。

○政府参考人(増島稔君) 所得の中の消費に回る割合が低下をしておりますことでございます。○長浜博行君 結局、消費が伸びていかないことには経済成長が達成できないという状況の中において、後ほど議論させていただきますけれども、この消費税率の動向と、ああ、動向というか、もう消費税を入れることは決定しておりますから、これと消費と貯蓄がどう影響してくるかということ

が私は大変大きなテーマになってくと思うんですね。

それから、前回も総雇用者所得の議論がなされましたけれども、総雇用者所得が増えているという政権が判断をされている状況の中で、この当然のことながら消費性向は増えているということではないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 総雇用者所得の伸びに比べて消費の伸びの方は緩やかになっているというのことは事実だと、私もそう思っております。

これ、消費の動向を見ますと、これは二〇一四年の四月の時点、八％への引上げによってこれは大きな駆け込み需要とか反動減という起きた結果、景気の回復力が弱まるということになったということだと存じますが、その後、いろいろな取組によって、GDPペースで見ますと、間違いなく二〇一六年以降になります。少なくとも後半以降は増加の傾向にあつて、この点は持ち直していると思っておりますが、一方で、先ほどの内閣府の分析ですけれども、若年層、また高齢者層では老後の不安というものが消費を抑制しているのではないかとといった指摘がなされておりますのは御存じのとおりです。

消費を取り巻く環境というのを見ますと、この六年間で生産人口が約五百万人減少する中にあつて、いわゆる就業者数は三百八十万増加いたしております。有効求人倍率は、御存じのように二年にわたつて一倍半、一倍を超えると、全都道府県で一倍を超え、失業率も二十五、六年ぶりで低水準という形になっておりますので、連合の調査等々見まして、この五年間で賃金アップが約二％程度続いているという、実現するという形になつておりますので、総雇用者所得につきましては雇用が大幅に増加する中で名目でも実質でも両方とも増加が続いているということでありまして、雇用とか所得環境の改善が進んでおりますので、消費が引き続き持ち直していくことができるのではないかと期待をいたしております。

ただ、一般の消費税の増収も活用して、いわゆる

る高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度というものに大きく転換をいたしていくことにしておりますので、こうした取組を通じて将来に対する不安というものが払拭されるということになりますと、消費というものに対してはプラスの影響があるのではないかとこのように期待をいたしております。

○長浜博行君 そこで、消費税について伺います。

御承知のように、八九年の四月に三％の税率で初めて入つて、そして九七年に五％になりということ、竹下先生と橋本先生の時代でありました。しかし、七九年の大平内閣、あるいは八七年の中曽根内閣、まあ自民党ではありませんが九四年の国民福祉税と、社会保障財源としての消費税の在り方というように先輩政治家たちが常に消費税との闘いを繰り広げられておりますけれども、この日本国における消費税の歴史ですね、導入の歴史を今の財務大臣としてどのように見ておられるのでしょうか。消費税と政治家と、政治家というか内閣との在り方ですね。

○国務大臣(麻生太郎君) この消費税というのは、間違いなく、平成が始まりました今からちょうど三十年前に、平成のバブルの真ん中だと思ひますが、バブルがはじける直前にこれ平成が始まつておるんですけれども、元々これ導入するために、私も税収が、景気や人口構成の変化によつていわゆる税収が左右されにくいというようにものを考へて、いわゆる勤労世代から特定世代への、所得税とかそういった形で負担が集中しないようにして、世代を満遍なくとか支え合うとかいったような社会保障の財源としてふさわしいと、これは元々そのように考へて、今回も同じようなことを考へたんだと存じますが、急速な高齢化というのがその後起きてきておりますので、社会保障負担が急激に増加して、はたつておきや年率一兆円ずつ増えいくというような形になつたという状況が御存じのとおりです。

したがういまして、私もとしては、国民が安心

できるような社会保障制度と、そういった、皆保険とかそういったものを次の世代に確実に引き渡すということと、少子高齢化という、長期的にはこれは困難に近いような話だと思つておるんですけれども、全世代型の社会保障制度というものに転換をしていくためには、消費税の引上げはどうしてもこれは必要なんだと思つていろいろ御協力をお願いさせていただいておるところですけれども、これはもう先生御存じのように、この消費税というのは極めて政治的には大きな問題です。初代竹下登、消費税やつて三か月で倒れておりますし、同じく五％に上げた橋本龍太郎、三か月で倒れておりますし、八％に上げた、あの、何ていつたつて、今、安倍晋三一人が生き長らえておるといふ感じで、更にもう一回やろうとしておるんですから、それは生半可なことじゃないんじゃないでしょうか。

私も、この消費税というのはそういう意識があるから過去二回にわたつて引上げを引き延ばした、このタイミングが良かったか悪かったか、いろいろこれは歴史家の評価するところだとは思ひますけれども、私も私としては、そういった意味では極めて慎重にこれ対応しなきゃいかぬものだと思つておりますので、私も私としては、少子高齢化が進み、勤労者六人で高齢者一人を支えるときにつくつたあの国民皆保険制度が、今は勤労者二・何人で高齢者一人を支えるというような人口構成になつたときにも、皆保険制度をもたせるためにはどうするかという大きな面からこの問題は考へねばならぬ問題だと考へております。

○長浜博行君 今の御発言にもありましたけれども、二回延長をいたしましたですね。この二回延長したということは、財務大臣として、財務大臣としてですね、どのように考へておられるのか。その質問の趣旨は、財政健全化に対する影響と財政、プライマリーバランスの均衡を図るということにおいては、この二回延期をしたということはどのように考へになるのか。

○国務大臣(麻生太郎君) いずれも消費税を私、財務省として上げる方の立場なので、それに対して今うかつなことを言うと、閣内不一致なんて、後言われちゃかきませんのでね、それは。そういうような話に足を引っ張られるようなことのないという方が長浜先生だと聞かされたので。

私どもの分析だけ申し上げさせていただきますれば、二〇一四年の十一月だつたと思ひますけれども、これは、消費税率の引上げの話につきましては、これは個人消費が大きくおんとあの頃落ち込んでいたもので、とにかくデフレというかデフレ不況からの脱却というものを確かにせないので、これは経済再生とかデフレ脱却というのをプライオリティーの、ああ、優先順位の一歩にすることにしておりましたので、あのときは、オーストラリアとかどこかでしたから、あのときのサミットのときにこの延期を判断させていただきました。

次の二〇一六年の六月の消費税率の引上げについて、これはもう景気が回復基調にあつたんだとあの頃は思つておりますけれども、あのときは同時にアジアの新興国とか資源国とかいろいろの経済がばあつと減速し始めたときだったので、世界経済が様々なリスクというものに直面しておりますので、これは内需が下振れしかねないという話になりまして、こうしたリスクに対応するためには、共通認識の下に、国際的な共通認識の下に経済再生、デフレ不況脱却に万全を期すべきということから、二度目の延期をさせていただいたんだと記憶をします。

今、経済運営を努めてきた結果、落ち込んだ消費というものが、二〇一六年、少なくとも回復をしてきたような感じがいたしておりますので、前期比でプラス傾向に推移をし、そのとおりいたしておるので、あの頃は状況が大幅変わつてきたのではないかと思つております。

○長浜博行君 一つの見方として、諸外国を、特に先進国を見ると、もう平均的な税率は二〇％以

○国務大臣(麻生太郎君) 長浜先生、これは海外に、そういう一〇％、二〇％のところに住んでおりましたのであれですけども、北欧若しくはヨーロッパは基本的には高福祉高負担、傍らアメリカの方はこれは明らかに低負担低福祉と、極端な分け方すればそうなるんでしょうと思います。が、じゃ、日本とはいえば、多分我々は中福祉中負担を狙ってきた、みんな、そういう国民的合意があつたかどうかはともかく、結果として中福祉中負担と。ヨーロッパとアメリカと比べたら、その中間ぐらいにいるのかなという感じがしないでもないんですけれども。

何となく、この消費税というような間接税でいいかないと、直接税でいくにはどう考えても、人口構成からいってもこれはもうとても無理だということとはつきりしているんだと思いますけれども、間接税というの方が非常に税がきちんとして捕捉されやすい、いろんな意味でよろしいのではないかという御意見、多分これ、税の偉い方が話したり、いろんな方がいろんなことをおっしゃいますのでよく分かりませぬけれども、とにかく広く薄くという形の方が正しいんだと思いますけれども。

やっぱり、見える形で毎日税金というのが形になるのはなかなか、年末、まとめて年末調整とかいふような形で、税金というのは年に一回というように感じるの日本の中に、毎日こう入ってくるという税金というのは何となく抵抗感があるのかなという感じが私の実感です。

○国務大臣(麻生太郎君) この軽減税率の採用に当たりましては、これはまた党内、閣内等々、実にこれはいろんな意見の分かれたところで、正直申し上げて、給付付き税源、軽減税率、双方いろいろ、あの当時、三党合意のときにはそれに至るまでいろんな話がありましたので、結果的に軽減税率ということになったという、最終的にそれになったということですけれども。

それで今おつしやいましたように、確かにマ
ガリンとバターの税率が違ふとか、フランスの場
合。イギリスでも、ジンとウイスキーと何とかは
どうにかするとか、キャビアは高いけれどもイク
ラは安くするとか、何かもうごちやごちやごちや
ごちやなつて、ぐちやぐちやになつたの、私、ちよ
うどその頃学生でおりましたので。とてもない
ことになつて、何だこれと言つたんで、結果的に
食ひ物に入るものは一律というんで全部、もう食
ひ物に入るものも何でもかんでも全部一律と
いうので、イギリス人の頭でも分かるようにしよ
うと。あの当時、何とか財務大臣でしたね、あれ。
イギリス人の頭でも分かるようにしようじやない
かと議會で言つて、イギリス人の頭であつても、
スコットランド人じや分らないとか、ウェール
ズ人じや分らないとか、当時、議會に聞いてい

それはともかくとして、一律にしない、分かります。よくせぬといかぬというのはもうおとしやるとおりなので、今回もそれと私どもとしては食料品にだけということに限らせていただいたので、八と一〇という形で二つのものにさせていただいたというところであります、これもつといういろいろな御意見があつて、日本人の場合は計算が速いからもつと分けてもいいんじゃないかと、いろいろな御意見があつたのは確かです。確かですが、最終的に八にさせていたでいて、五と一〇にしるとか、いろいろ御意見があつたことも確かですけれども、最終的に、据え置いて八とプラスの一〇というのに分けさせていただいたということでありま

もちろん、担当省庁が違うじゃないかという言い方からすれば、財務省的には違うのかもかもしれませんけれども、消費者からすると、五通りの税制の中で生きていくんだということはかなり事業者にも消費者にも混乱を与えると思いますが、それはいかがでしょうか。

—
—
—
—

誰でも利用できます。ポイントカードというのは。これはもう我々、私の息子なんかポイントのこんなカードをいっぱい持っていて、何が何でもよく分かりませんが、どれが入って、何が戻ってきていない、よく分かりませんが、とにかく誰でもできるプリペイドカード的なものを、多様な選択肢というものを用意するというところで、これは主に経産省において、消費者への還元方法とか、まあ還元率を分かりやすく店頭でやることによって、そんな混乱を招かないようにしますとかいうなどの取組を実施されておられるんだと承知しておりますけれども。

期限も限られてはおるとはいえ、このポイントというものは、私どもの周りでも実に多くの方々、若い方は使っておられるんだと思いますけれども、この種の話をするのは、ひとえに景気対策のいわゆる駆け込み需要とか、そういったものに対しての緩和策ということでやらせていただくんだと思っております。そういった意味で幾つか混乱が起きてくるであろうという点も私どもとしては十分理解はできないわけではありませんが、私どもとしては、私どもとしては、こういったことにやることによって、いわゆる景気の駆け込みとか、それから反動減とか、そういったものを平準化するというための一つの手段としてこれやらせていただくということだと思っております。

少なくとも、これ時間が、やる期間まだまだありますんで、きめ細かな対応は、これは関係省庁いろいろやらせていただくと思いますが、もう既に小さな商店街の中でこういうようなの貼ってあるところが出てきておりますけれども、そういったのがすごい時間を掛けてやっていくと、私どもとしてはそれほど混乱なくやらせていただくのではないかなと思っております。

○長浜博行君 需要の平準化対策としての、反動減対策のための反動減対策が生じないことを祈って、質問を終わらせていただきます。

○古賀之士君 国民民主党・新緑風会の古賀之士です。

早速質問に入らせていただきます。よりタイムリーな次元で前半は特別にお話を伺いたいと思っております。

まず、長浜委員からも御指摘がありました世界情勢について、総論ではなく、より各論で深掘りをさせていただこうと思っております。

まず、金融担当大臣に伺います、イギリスのEUの離脱、これに関して。

学生時代イギリスにもいらつしたことがありますが、しかもこの間の金融リテラシーに関して、私の質問に関して、モノポリーに例えて、イギリス版のモノポリーもされたことがあるということも、かなりイギリスには造詣が深いということも伺っております。

その中で、御存じのように、ロンドンというのは世界中の金融機関が集積しているところでもあります。昨晩も、それからおととも、夜も、そして明日の未明も採決が行われるということも、現地はかなり予断を許さない状況だと聞いております。このイギリスのEU離脱、特にこのシティーと言われる金融機関が集積するロンドンにおいて、日本の金融機関が及ぼす影響について伺います。お願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) いや、これが分かればみんな苦勞せぬのですけれども、これは古賀先生、なかなか難しいです。

正直、日本にあります銀行の中でも、イギリスに残る、また、ドイツのフランクフルトに移る、それからリヒテンシュタインに行く、これみんなヨーロッパ側が客引きしていますから。日本の銀行に来て、うちに来ないか、うちに来ないかというのをやるほど、これはすごく、結構熱くなった話になっている面がありますんで、少なくとも今のところ、イギリスは合意なき離脱という、ハードブレグジットはないということに関してはこれ否決をされておりますので、そこだけは一応スタビリティが、安定性が保たれたという形になる

んだらうなと、これも日本の夜中のBBCのあれを見ながら、現場はライブでやっていましたので、あの話を聞きながらの話なので、ちょっと見えませんけれども。

これまでも、私も金融庁としても、英国の金融当局とかなり緊密に意見交換をさせてきただいておりましたので、様々な事態を想定している私どもとしては、欧州域内の現地法人を設立を進めるといふなど、我々体制をしておりますので、英国法人の行き先が、三井住友はフランクフルト、三菱重工はアムステルダム、みずほはフランクフルト、野村証券がフランクフルト、東京海上はルクセンブルク等々にそういったものを、二〇一八年の、昨年の十一月ぐらいまでに大体今言ったところはそういった法人をつくっております。

つくったからといって、それ、そこそつと移すかどうかは、ちょっとよく周りを見ながらやっていかないといかぬということなんだと思いますけれども、しばらく市場動向等々を注意しながら対応させていくということになるかと思っております。で、私どもとしては、そういったものでございちゃ対応がならぬようにいろいろ支援をしてやらにやいかぬところだらうなと思っております。

○古賀之士君 そういった形で、ロンドンから他のヨーロッパ諸国に移転をしている金融機関もあると。

そういう中で、現時点で入ってきている情報も含めて、日本の金融機関は、影響は現時点で大きいと見ていらつしやるんでしょうか、それとも比較的軽微だというふうに考えていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 私、これはもう正直言って、金融機関によってかなり対応に関して、えらいことになると思っております。ちよつと名前と言えませんが、そういう会社と、そうじゃない会社と、現地にいらっしゃる方の反応からいろいろ違っているんだと思いますけれども。

じゃ、おまえ自身の個人的なことを言えばどうかといえ、あのイギリス、そんな簡単にぐじゃぐじゃになるなんていうことはとても、あの国のこれまでの歴史からは考えられませんが、ロンドンの持っている金融の力というのは、これは十七世紀、十八世紀に遡って圧倒的なものがありますので、そんな簡単にぐじゃぐじゃになるとはとも思いませんので、スロリー・バット・ステディリーというような感じで、ゆつくりだけ確実に流れていくというような感じのもので、そうそう力オス、混乱するような形にはならずに進んでいくのではないかと感じます、正直、個人的な実感言えばと言われれば、そうお答えします。

○古賀之士君 庶民レベルでは、伝わっているところでもう御存じかと思いますが、例えば輸入品の割合が高い生鮮食品は買占め、まあ生鮮だからなかなか長時間、長期間保存はできないわけですが、でも、できる限り、買占めという言い方はないですね、買い置きをしておこう、あるいはまた、どこかの国のかつてのを思い出しますが、トイレットペーパーも非常に輸入割合が高いので、そういったものは、腐らないものはそれこそ買い置きをしておこうという庶民レベルの動きは広がっているやに聞いております。

ただ、もう大臣もおっしゃるところはあると思うんですが、金融業界団体のシティーUKはこんなふうには言っています。合意のないままEUを離脱することは歴史的オウンゴールになると。また、製造業もこれは悲惨な状況になるという形で警告をしておりますので、できる限り、今、個人的な見解とおっしゃいましたけれども、大きな混乱がないように済むことを祈っております。

では、続きまして、北朝鮮の制裁について質問をいたします。

まず、資料の一、これは三月十三日付けの日経新聞の朝刊です。ここにタイトルで「サイバー攻撃五・七億ドル奪取 国連「制裁履行が課題」と書いてありますが、外務省の参考人に伺いま

す。この国連安保理の北朝鮮制裁パネル報告書、これは一体どういうものだったのか、概要を御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(大鷹正人君) お答え申し上げます。

今お話しいただきました安保理北朝鮮制裁委員会の専門家パネルの報告でございますけれども、内容的には、安保理決議の実施状況を包括的に分析しましたとか、あるいは個別の違反事例に対する調査結果を取りまとめたものでございます。今回のこの報告書につきましては、今週の前半に出たものでございますけれども、仮想通貨に関する記述もございまして、そこでは、仮想通貨に関するサイバー攻撃が北朝鮮にとつて新たな制裁回避手段となつていくことと、ある民間の試算によれば、二〇一七年一月から二〇一八年九月にかけては、北朝鮮がアジアの仮想通貨交換業者に対して少なくとも五回サイバー攻撃を成功させ、合計五億七千万ドルを獲得した旨記載されています。

なお、その報告書には情報元でございますその民間のレポートも添付されておりまして、その中には日本のコインチェックにおける仮想通貨流出事案も列記されている状況でございます。

○古賀之土君 結構巨額です。五・七億ドル。日本円に換算すると、当時の報道の記事では六百三十億円ということですが、しかも、その大部分がコインチェックという事案ではないかと言われておりますが、この辺について、この報告とコインチェックの事案との関連、こういう事実として報告書に上がっている部分、どのような形になっているのか御説明ください。

○政府参考人(佐々木清隆君) お答え申し上げます。御指摘の報告書では、昨年一月に起きたコインチェック事案も含めまして、二〇一七から一八年に発生したサイバー攻撃による暗号資産流出事案の概要につきまして、ロシア系の民間企業による調査結果を引用したものと承知しております。

金融庁といたしましては、引き続き、コインチェック事案に関する捜査に關しまして、可能な限り捜査当局に協力してまいりたいと考えております。

○古賀之土君 つまり、今お話しいただいたように、ロシアの民間レポートを引用する形でということですが、これは、いわゆるその容疑者といえますか、犯人を日本では現時点では特定がなかなか難しい状況なんですか。

○政府参考人(佐々木清隆君) お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在、捜査当局において捜査されているものと承知しております。

○古賀之土君 つまり、国連の記事にありますとおりで、つまり、ほとんどがコインチェックから盗み取られた、六百三十億円の大部分がというふうな報道のされ方していますけれども、なかなか我が国では調査中あるいは捜査中ということであるのがつかめていないという現実があるわけですね。

この辺については、これから先、特に北朝鮮との関係、あるいはまた拉致や核の問題、こういった我が国における最重要課題とも密接に関連してくることだと思えますので、もう少し深掘りをさせていただきます。

例えば、次の資料の二、こちらは去年の六月の二十二日、これも日経新聞の電子版ですが、「北朝鮮系企業との取引、金融庁が報告命令」と出ておりますけれども、これは、合併会社ですね、日本と北朝鮮、この十社へ不正送金に関する調査、これを行ったというふうな事実がありますけれども、金融庁の参考人に伺いますが、この辺の事実、あるいはそれに類する報告というのはありますでしょうか。

○政府参考人(栗田照久君) お答え申し上げます。北朝鮮との取引につきましては、国連安保理決議

や日本独自の措置によりまして原則禁止とされており、また、日本の金融機関の業務の適切な運営を確保する観点から、金融庁から金融機関に對しまして、必要に応じて北朝鮮関連企業との取引について報告を求めるなどしております。

国連の専門家パネルとの個別の事案に係るやり取りなどについてはお答えを差し控えていたのですが、この報告書に記載されているとおり、我が国国内において安保理決議上問題となる合併企業や共同事業体は確認されていないというふうに承知しております。

○古賀之土君 つまり、不正送金は、調査をしたけれども、各金融機関からはその事実がなかったということでしょうか。

○政府参考人(栗田照久君) 金融機関からの報告の詳細についてはお答えを差し控えていたのですが、この報告書にありまうように、我が国国内において安保理決議上問題となる合併企業及び共同事業体は確認されていないということでございます。

○古賀之土君 金融庁さんで日本のそういった金融機関に調査を掛けていらつしやるわけですが、これも、不正送金があつたかどうか、それも含めて公開できないということでしょうか。

○政府参考人(栗田照久君) それは金融機関の個別の取引内容にも関するものでございまして、今後いろいろ金融機関から情報提供をいただくというふうな観点から考えまして、お答えを控えさせていただきます。

○古賀之土君 その辺の事情も非常に理解できる部分はあります。

ただ一方で、国連でこういう形で情報が先ほど開示されているということを考えると、金融機関さんの協力が得にくくなるかもしれないが、少なくとも、先ほど申し上げましたように、北朝鮮と我が国は核やそれから拉致という大変重要な課題を抱えています。その中で、少なくともコインチェックが六百三十億円という巨額なうちの大部分を不正に盗み取られているという実態があり、そして今度は、国内で不正な送金が行われているかどうかというかなり重要な問題です。多額のお金がかかっている不正に、それを行われているか行われていないかもお答えにならないし、公開できないというのは、一面では理解できますけれども、できる限り公開したいと思いますか、報告を是非お願いしたいと思っております。

では、その北朝鮮の制裁に対してこれから先、私もがずっと申し上げておりますけれども、例えば不正送金があつたかつかつたかということも含めまして、今後、北朝鮮に対する制裁も、昨日、菅官房長官が記者会見で明らかにしておりますけれども、これまで行つてきた国連人権委員会への対北朝鮮非難決議、今年、日本は取りやめる方針を明らかにされております。これは、国際的な足並みとしては、我が国はやはりいろいろな課題を抱えていて、また難しい状況であるからこそ北朝鮮への非難決議案の提出を取りやめたというのはかなり重いお話だと思っております。

これは、財政金融委員会ではない、本来は違うところかもしれませんが、せっかく副総理のお立場で麻生大臣がいらつしやいますので、この辺の難しさといえますが、あるいはまた、今後の見通しとしてどういふふうに考えていらつしやるのか、御所見を伺えたらと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 北朝鮮の場合は、日本の場合は拉致、核、ミサイルという非常に大きな問題を抱えております隣国という形でして、これまでも万景峰を始めいろいろな形でこの国は制裁は既にもうきちんとした形で、やるものは結構やらせていただいております。

そういった意味で、更にということになるといふのに関しまして、傍ら、アメリカと北朝鮮との間で米朝等々をやつて、いろいろな形で今柔軟な動きが出てきつたところがあるかなという感じのところまでは分かれますけれども、ちょっとこのところ外務大臣やっておりますので、その内容を細目知つてはありますけれども、少なく

とも北朝鮮に対する対応をこのまま何にもなくじつとしたまま更にあとまた何十年というのではなくて、何らかの形でこのものが動かしにくいのかぬというのが一つ。

少なくとも、この米朝の間がでさうがってからミサイルとか核の実験が行われていないというのも事実ですし、拉致の話につきましても、少なくともアメリカ大統領から二度にわたって金正恩にこの話が伝えられているという事実でもありますし、いろんな形で向こうの反応を見ているという大事な、非常に微妙なタイミングに今来ているのかなという感じがするというところだけは分かりますけれども、こういう経緯でこれがそういう対応になったかということまでは私の方で把握しているわけではございません。

○古賀之土君 非常にデリケートな問題だと思っております。と同時に、それぞれのシチュエーションや状況に応じてできるだけ国民に説明責任も果たしていく必要があるかと思えます。

したがって、一連のこの不正の送金の疑い、あるいはまた、こういった北朝鮮への制裁に向けての取りやめ、こういったものも含めて、一貫性があること、あるいは、私も日本にとつて、先ほどおっしゃった拉致それから核、ミサイル、こういったものが最重要課題であるという、せつかくのアピールの機会を失つてはいけないとも思っております。したがって、引き続ききちんとした調査とともに、それを開示していく、報告していただく、そして世界にアピールしていただく、こういうことが必要だと思っております。

さて、続きましては、産業革新投資機構及びINCJについてお伺いをいたします。

まず、産業革新投資機構の人事の昨年の迷走ぶりと言ったらいいますか、及び予算を取り下げたということがありますが、これは特会所管の官庁として、もう一度また伺いますが、財務大臣にその辺の経緯を御説明いただけないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) この産業革新投資機構

につきましては、これは昨年の十二月になりますけれども、社長を含めます取締役九名辞任と、経済産業省から、機構をめぐる情勢変化に鑑み、産業投資機構の要求、平成三十一年度分一千六百億円取下げ等々が行われたと承知をしております。

今後の対応だと思えますけれども、これは現在、経産省の方で検討が進められているところだと存じますが、財務省としては、これは産業投資からの出資を受けている機関というものにおきましては、政策目的に沿って効率的な運営が行われる必要があると考えておりますので、産業革新投資機構については、これは関係者において速やかな体制というものをこれは再構築していかなくいかぬことなんだと思えますので、これができま

せんとの動きが全く止まるということになるのかと思つて危惧をいたしております。

○古賀之土君 それでは、経産省の参考人に伺いますが、一連のこの経緯というのは、コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針に照らして問題はなかったのでしょうか。

○政府参考人(新居泰人君) お答え申し上げます。

御指摘いただきましたコーポレートガバナンスシステムに関する実務指針、これは通称CGSガイドラインと呼んでおりますが、この実務指針は、企業価値向上のため、東京証券取引所が策定しているコーポレートガバナンス・コード、これを実践するためのベストプラクティスをまとめたものであります。いろんな企業、上場会社以外の企業も参照できる部分もありますが、基本的には上場会社を対象としたものであります。

いずれにせよ、産業革新投資機構、JIC、ジツクとも呼んでおりますが、これについては、会社法などに基づくガバナンスのみならず、国の資金で運営されている法人として産業競争力強化法という法律の規律が適用される組織であります。具体的には、このJICの役員の選任ないしは予算に關して、経済産業大臣が認可するという制度となっており、政策目的に沿った活動を確保するた

めの規律付けがなされております。したがって、このJIC、ジツクについては関連する法律などに基づくガバナンスが求められているというふう

に考えております。

○古賀之土君 いわゆる政府系の企業ということ、分らないではないです。また、上場の会社を対象にしているというお話もうなずけないではないです。ただ、逆に言うと、政府が多額の出資をしているということは、上場会社はもちろんですけれども、かなりそのガバナンスというもののに關しては高いレベルが求められているのではない

かと思つております。

例えば、その政策目的があるから実務指針は適用されないということはあるかもしれませんが、けれども、例えば辞任した社外取締役の方はこうおっしゃっています。官側の提案に基づいて取締役会で正式に決議したことを根拠から覆された。また、一旦有効に成立した契約の合意を平気で否定する国だと捉えられても仕方がない。こういったコメントが実際残っているんですね。政策目的があれば法的プロセスを無視して構わないのかという、若干これ疑問符が付く部分ではあるかなというふうには思っております。

これはお答えが可能ですか。お願いします。

○政府参考人(新居泰人君) お答え申し上げます。

ガバナンスの問題であります。昨年のこの経緯でございます。先ほど大臣からございましたが、昨年の産業革新投資機構、JICの組織立ち上げの終盤に当たって、御指摘のような報酬の問題、これは経済産業省の不手際がございました、その報酬の問題に端を発して、そのガバナンスの環としてファンド運営どうするか。例えば、これは、JICは子ファンドを認可して活動を行うというスタイルですが、その下の孫ファンドのガバナンスをどこまで求めるか、認可をどこまで求めるかといった論点について経済産業省とJICの間で認識のずれが最後まで埋まらなかったということでありまして、それで、取締役の社長始め取

締役の辞任に至つたということでありまして。こういう経緯もございました。

その中で、社外取締役のおっしゃるようなことというのは、先ほど不手際と言つたのは、一度、経済産業省の方から提示したものを後になって撤回するという不手際でございます。それもあつて、もうちょっと議論を詰めて、最後まで、ゴールまで至るように努力をしておりましたが、その溝が埋まらなかったという経緯なので、そのことについては経済産業省としても反省しまして、今、第三者諮問会合の御意見も踏まえまして立ち上げ、再構築を図つてところであります。

○古賀之土君 かなり大きく報道されたと思えますので覚えていらっしゃる方も多いと思えますが、改めてその機構が出資しているジャパンディスプレイや、それからルネサスエレクトロニクス

の現状をちよつと資料を見ていただければお分かりになると思えます。

まず、資料三の一、これはジャパンディスプレイのいわゆる持ち株比率です。株式会社INCJが断トツの二五％、ほかは、二位以下はもう一桁の前半ですね。つまり、これだけこのジャパンディスプレイには出資がされているということです。そして、資料の三の二を見ていただければ、それだけ出資して大株主にもかかわらず、残念なことに五期連続最終赤字と、そして先行きも不透明な上に、中国ファンドなどとスポンサー交渉で数百億円規模の資金を引き出せるかが焦点に。ただ、これかなり大きな、これは日本、政府系、これは言つてみれば国税を投入してやっている企業です。で、こういった中国企業からの資本の受入れ、こういったものに関して果たして問題がないのかどうか、こういったところを一つ問題提起させていただきたいと思ひますし、また、時間がありませんで、もう一つ、資料の四の一をめぐつただければお分かりになると思ひますが、このルネサスエレクトロニクス、これは御存じのように日立、三菱電機、NECといった半導体のいわゆる集積された企業ですけれども、こども株式会社I

○古賀之土君 時間がありませんのでもう終わりますが、資料の四の二の一番最後のところが実は大きなポイントでもあります。一九九年六月をめどに国内の、これはルネサスの話ですが、間接部門

○藤巻健史君　暗号資産の譲渡益、これは原則雑所得と、それも総合課税の雑所得というふうに認識しておりますけれども、雑所得の計算方式並びに最高税率、それから繰延べができるのか、損益通算ができるのか、その辺をちよつとお教えください。

生じた損失の金額は翌年以降に繰り越すことができないうという制度になっているところでご覧いただけます。

○藤巻健史君 最高税率は四五％ということで、住民税を合わせて五五％ということですね。そして、翌年への繰越しはできないし損益通算もできません。

○藤巻健史君　今、例をお聞きしましたけれども、雑所得の中で、外貨預金の譲渡損とかそれから暗号資産の譲渡損、これは大きい損失が計上できる、要するに、暗号資産の例がそうなんですけれども、おとし大もうけたけれども、翌年、去年は大損したというような非常にボラタイル

な、収益が、利益がポラタイルな科目、その二つ以外に、外貨預金とそれから譲渡資産のほかにそういうように利益がポラタイルするようなものがあるのかどうかお教えいただきたいんですけれども。もしよければ財務大臣にお願いします。

〔委員長退席、理事三木亨君着席〕

○政府参考人(星野次彦君) 今お尋ねがございました、例えば外貨、外為の関係、それからこの暗号資産の関係といったような大きな損益の変動が起る取引、これが雑所得に含まれているものもございまして、こういった暗号資産取引ですとか為替差損につきまして他の所得との例えば損益通算を可能とするかというようなことにつきましては、こうした取引は一定程度取引のタイミングを調整して損益の発生時期を選ぶことが可能でございますので、広く損益通算を認めた場合には他の所得の状況を踏まえた税負担の調整が可能となるという懸念があることから損益通算を認めていないということでございまして、そこは外国為替、それから暗号資産につきまして共通するところがあるかなというふうに考えております。

○藤巻健史君 元々税法を作ったときに、雑所得に、そういうように今年は大もうけ、次の年に大損するとうようなものが雑所得に入るというふうに想定しなかったからこういうふうに通算をできないというふうには考えられませんか。そうじゃないんですか、本音は。

○政府参考人(星野次彦君) 先ほど申し上げましたように、雑所得というのは、その他の所得分類に入らないものがある意味バスケットクローズ的に雑所得の分類になるわけでございまして、当初その予定していたかどうかということはあれですが、少なくとも様々な所得分類に入らないものが雑所得として入ってくるという、そういう前提の下で制度がつけられているということでございます。

○藤巻健史君 まあ苦しいとは思いますが、苦しい御答弁かなとは思いますが、確認しておきますと、外貨預金の譲渡損とかそれから暗号資産の

譲渡損、これ以外は基本的にはいつも損が出るようなものじゃない、公的年金とか印税とかそのような、講演料とか、普通、そういう毎年、年によって大もうけしたり大損したりしないようなものほとんどは雑所得に入ると、私はこう理解しているわけなんです。

〔理事三木亨君退席、委員長着席〕

そこでちょっと財務大臣にお聞きしたいんですが、けれども、この財政金融委員会でも昔私が暗号資産について二〇%の源泉分離がどうかというふうに申し上げたときに、大臣は、一生懸命働いてもらった人、これは五五%の税金を払って、暗号資産のもうかった人が二〇%は不公平だと、それが、それについてはいろいろコメントありますが、例えば、リスクを取って、その汗を流すんですよ。例え、汗を流して給料もらうんだつたらば、暗号資産でもうかるのはやっぱり冷や汗かいていますからね、やっぱりリスクを取るといのはこれ日本が成長するために非常に重要なことなので、両方とも私は重要なんですけれども。

まあそれは別として、もし暗号資産が雑所得になつていてということであるならば、給与所得の人たちは絶対に損をするわけじゃない、今年大もうけして、たかさんの給料をもらって翌年マイナスの給料をもらうなんということはあり得ない。しかし、暗号資産の譲渡に関しては、もうかつたときだけは五五%の最高税率を取られて、損をしたときは何とも、補填が何にもない、損益通算はできない、繰越しはできないというのは余りにもこれ現状が物すごく不公平だというふうに思うんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはこの前と少し質問の趣旨が変わつてきているように思いますけれども、藤巻先生のお尋ねというのは、多分、暗号資産の取引の所得というのは早い話が総合課税じゃなくて二〇%の分離課税の対象とすべきだとおっしゃりたいんですね。

分離課税にするべきだとは思っていますが、私は、最初に結論から言っちゃうと、取りあえずは雑所得じゃなくて譲渡課税ではないか、総合所得の中の雑所得では、最低限それもおかしくないんじゃないかなという議論を今日はさせていたでいます。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、暗号資産の取引とか為替損益について、これは他の所得との損益通算というのを可能にすべきなんだという御趣旨なんだと思いますけど、これらの取引は、先ほど星野も言っておりましたように、取引のタイミングというのを少々調整して期末調整等やりますと損益の発生時期を選ぶという可能性がこれは十分に可能なので、そうすると、広く損益計算を認めますと、これは他の所得との状況等を踏まえて税負担の調整が可能になる、調整可能だということになりますので、ちょっとそれではないかなものかということから損益計算を認めないというところなんだと思いますので、損益の変動が大いから損益通算が認められるべきといううなことではないというように御理解いただければと存じます。

○藤巻健史君 私はちよつと違うと思うんですけどね。その取引の時期が選べるから損益通算を認めないんじゃないかと、雑所得の範疇になつていてから損益計算を認めないということがロジカルだと思ふんですけれども。まあ、それはいいです。それは後からこの議論するうちに御説明したいと思ひますので。

今、私は、せめて暗号資産の譲渡益というのは雑所得じゃなくて総合課税でも譲渡所得じゃないかというふうな思っているんですけれども、まず取りあえず譲渡所得とそれから雑所得について、これちよつと、ごめんなさい、質問通告、雑所得、雑所得と書いていましたけれども、雑所得と譲渡所得をちよつと比べていたいただきたいんですけれども、控除額が幾らになるかとか、それから損益通算ができるのか否かと、それから長期に持つていると非常に税率が下がるとかいう差があるのかど

うか。これ、雑所得だつたらどうか、それから譲渡所得だつたらどうかということを比べながら教えていただきたいんですが。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。

まず、雑所得に関してでございますけれども、所得税法上、雑所得の金額は、先ほど申し上げたところでございますけど、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と、その年中の公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とされていくところでございまして、例えば、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額がある方が公的年金等以外の雑所得に損失が生じている場合、これらの損益を合計することができるといふふうになっております。

また、控除額につきましては、雑所得のうち、公的年金等の所得については、所得税法上、収入金額に応じた公的年金等控除額が規定されております。また、外交員や集金人といった家内労働者等の所得については、租税特別措置法上、必要経費として六十五万円まで認められる特例が規定されております。これら以外の雑所得に区分される所得については一定額等を控除する規定はございませんけれども、法令上、総収入金額から必要経費を控除することとされているところでござい

ます。譲渡所得との比較ということについて申し上げますと、例えばその資産の保有期間の長短ということについては、いわゆる分離課税の対象となる資産を譲渡した場合を除きまして、その譲渡をした資産の保有期間が五年を超えるときはその資産に係る譲渡益を二分の一とする平準化措置が設けられていくところでございますけれども、御質問の雑所得の方ににつきましては、譲渡所得のような保有期間の長短に応じた平準化措置は設けられておりませんで、その長短のみによつて税負担に差が生じるといったようなことは無いという状況でございます。

○藤巻健史君 ちよつと分かりにくいんで、一つ一つ、じゃ、お聞きします。

保有期間について、最後に保有期間のことをおっしゃいましたけれども、雑所得の場合は保有期間に関しても同じ税率が適用されますが、譲渡所得になった場合、総合所得の話、今、総合所得の方の、分離課税じゃないですよ、総合所得の方の話をしていますけれども、長期保有のときと短期保有のときは税率は変わりますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げたとおり、その保有期間の長短に関しまして、分離課税の対象となる資産を譲渡した場合を除きまして、その資産を譲渡した資産の保有期間が五年を超えるときは、その資産に係る譲渡益を二分の一とする平準化措置が設けられておるところでございますけれども、税率に関してはその平準化のような措置はありませんで、同じように、同じ税率が適用されるということでございます。

○藤巻健史君 譲渡所得の場合は、五年以上保有していると半額になって、それに同じ税率が掛かるということですね。

○政府参考人(並木稔君) おっしゃるとおりでございます。

○藤巻健史君 譲渡所得の方がよっぽどいいですね。

それから、損益通算については、雑所得ではできないけれども、譲渡所得、総合では損益通算ができるということですね。

○政府参考人(並木稔君) それもおっしゃるとおりでございます。

○藤巻健史君 要は、譲渡所得の方が納税者にとつては有利だということですね。

それから、私の理解だと、控除額というのは、雑所得の場合は、一つの会社幾つも勤めては別、収入があれば別ですけど、一つの会社に勤めているサラリーマンの場合、二十万円までは非課税になりますけれども、譲渡所得の場合には五十万円まで非課税ではありませんか。その辺ちよつと教えてくださいますか。

確認したいんです。

○政府参考人(星野次彦君) おっしゃるとおり、譲渡所得の場合は五十万円の控除がございます。

それからあと、譲渡所得に関しては、先ほど申し上げたように、何というんですかね、分離課税になっているようなものもございまして、譲渡所得の中には、例えば株ですとかいふようなものもございまして、分離課税を取っているものもございまして、そういうものについては、何とか、損益通算にはならないということになります。

○藤巻健史君 いや、今日は、最初にちよつと申し上げておきますけど、私は、暗号資産というのはやっぱり特措法でいずれば源泉分離二〇%にするべきだとは思っていますけれども、今日の議論は、少なくとも総合所得の中でも雑所得じゃなく譲渡所得に相当するのではないかと今日議論していますので、分離課税の方、忘れてください。将来またそっちの方に行くべきだということは話しますけれども、少なくとも総合所得の中でも雑所得じゃないでしょう、譲渡所得でしょうという話を今日はしていますので、その辺はちよつと確認しておいていただきたいんですが。

次の段階で、次の話で、平成三十年の、去年の三月二十日に参議院の財政金融委員会、私の質問に対し藤井国税庁当時の次長、今の国税庁長官が、資金決済法上、代価の決済のために不特定多数の者に対して使用することができる財産的価値を想定されており、消費税法上も支払手段に類するものと位置付けられることも考慮する。これ、これによって譲渡所得の該当性を排除しているわけですよ。要するに、私がなぜ譲渡所得ではないかというのを聞きになったとき、やっぱり消費税法上も考えてこれは無理だと。要するに、要は暗号資産というのは支払手段であると、支払手段であるからキャピタルゲインの生じない、だから譲渡所得ではないよという説明だったと思うんですね。

もう一つ、去年、やっぱり三月二十日の私の質

問に対して、予算委員会だったか財政金融委員会、ちよつと申し訳ありません、あれですけども、私の質問に対して星野主税局長は、この取扱、これ雑所得という意味ですけど、雑所得は日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象になることのバランスを考えれば適当になるものと考えていらっしゃる。要するに、外貨の課税関係との整合性を考えて雑所得が適当だということふうにおっしゃったわけですよ。

勘案しますと、要するに、暗号資産というのは支払手段であるからキャピタルゲインを生じるわけがない。そしてもう一つは、外貨の課税関係との整合性を考えて、だから雑所得だということふうには私はそのお二人の発言から理解したんですけれども、それは違いますか。なぜその暗号資産が譲渡所得でないのか、その辺のロジックをちよつと聞きたいんですけど。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としましてこれを清算して課税する趣旨と解されているところでございます。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、先ほど御指摘もございましたけれども、資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりまして、また、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、その譲渡益は資産の値上りによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところでございます。まして、このため、我々国税当局といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございます。

○藤巻健史君 後で議論しますが、雑所得の定義というのは何なのですかね。雑所得というのは、これ三十三条、所得税法三十三条の、一時所得というのは、まあいいや、譲渡所得、譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じる所得以外の、まあこの辺はちよつと省きますけれども、譲渡所得以外の所得のうち、一時の所得で労働その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有さないものをいうと。

要するに、雑所得というのはいろいろ、そのさつき主税局長、星野主税局長がおっしゃった分類の中に入らないものを雑所得というふうに定義されると私は思っているんですよ。だとするならば、国税当局、ちよつと後で言いますけど、国税当局は、暗号資産もそれから外貨預金も譲渡所得とか一時所得でないということを証明しない限り雑所得に入れないわけですよ。もし私がここで、暗号資産とか外貨所得が、外貨資産の譲渡益が一時所得であるとかそれから譲渡所得であると申し上げたときに、それを完璧に否定していただかない限り、雑所得に入れる理由というのはないんですよ。だから、今日、私は、暗号資産とか外貨資産というのは譲渡所得ではないんですか、これは一時所得ではないんですかということをお聞きしたいんです。これが今後またちよつとさせていただきます。

それです。お話を聞きたいんですが、麻生大臣が、この前私、本会議で登壇でお話したときに、今度の法律上での所得税法の一部を改正する法律案の中で仮想通貨という文言が入ったのは極めて画期的だというふうに申し上げましたところ、やっぱり麻生大臣にしろ安倍首相にしろ、国際的なことを考えると、国際的な動向を踏まえて今後暗号資産と呼ぶことが適当かとおっしゃっているわけですね。

要するに、そして、この法律も、仮想通貨から今後法律も暗号資産に変えるというふうにおっしゃっていますから、まずその暗号資産というの

の量的緩和なんという、副作用で出口もなくてこんなに苦しむような副作用満載の金融政策を取らなくても、外貨預金、ドル預金を雑所得から譲渡所得若しくは一時所得に変えるだけで、ドル高が上がつていって、結局直るじゃないですか、デフレ脱却できるじゃないですか、金使わないで。

私は、だからそれを言いたいわけですよ。要するに、税制の、お金取るという、税金を取るという理論じゃなくて、どうすれば国に勢いが来るか。要するに、デフレを脱却するんだつたらば、ドルの外貨資産を、外貨預金を一時所得か、それから若しくは譲渡所得、それで特措法で分離課税でやればいいじゃないですか。それをやれば、異次元の緩和以外でちゃんと円安ドル高になって、景気いいんですよ。そういう観点。

それも、先ほど何度も言いましたけれども、まさに雑所得しか駄目だというなら話は別ですよ。まだ議論続けていきますけれども、一時所得かもしれない、譲渡所得かもしれないんだつたらば、それは全否定でしないですつちにした方がいいんじゃないかという話です。それは全く暗号資産も同じなんです。

ちよつとお話ししたいんですけど、ちよつと時間ないんで最後もう一つだけ言いたいんですが、これ、学説的にどうかという、ちよつと読みたいんですけど、その権威のある、租税法の代表的教科書と言われている金子宏先生の教科書、一か月前くらい前に新しいバージョンが出た、二十三版が出たんですけど、二十三版に、金子宏先生というのは、御存じだと思えますけど、東京大学の名譽教授で租税大学の非常勤顧問もされている金子先生。「租税法」、まさに租税法の代表的教科書の、一か月前くらい前ですかね、出た二十三版、二百六十一ページですけど、新しいバージョンですよ、出たんですよ。譲渡所得における資産とは、譲渡性のある財産権を全て含む概念で、ビットコイン等の仮想通貨などがそれに含まれるとの記載があります。

要するに、この権威者の書いた、これビットコインとは書いてありますけれども、仮想通貨も譲渡所得になる財産の一つだと、こう明言されているわけですよ。

学説的にもこういうのがあるときに、わざわざこれを否定して雑所得に入れる必要というのは全くないという、これ、この金子先生の説を否定しない限り、雑所得に入れる理由ってないんですよ。雑所得というのは、何度も繰り返して申し上げますけれども、どこにも入らないのが雑所得でございますから。

だから、是非、もしできるんだつたらば次回、繰り返しますけれども、金子先生の説を否定できるだけのものをいただきたいと思うんですね。否定できなかったら、やっぱり私は、確におっしゃる通りに雑所得の可能性もありますよ、でも、譲渡所得でもいいじゃないかと、私はこう思うので、これ宿題にしますけど、また次回続きをやりたいと思いますけれども、是非、そのことを言うて、ちよつともし、まだ一分ありますので、もし主税局長、何かお話ししたいのであれば。

○政府参考人(星野次彦君) 本日の議論は、所得税法上の所得分類の関連で、やはり概念整理をやるということ議論が始まりました。

国税庁も含めまして、私もは、所得税法上の例えば譲渡所得の概念についてはる申し上げましたけれども、資産の値上りによつてその資産の所有者に帰属する増加益を所得として認識をしてこれに課税をするという趣旨でございます。これまでの国税庁からの答弁でも、ビットコインなどの暗号資産については、これは、資金決済法上も、また消費税法上も見て、その資産の値上りによる増加益というふうには性質上考えられないということ、これが譲渡所得に当たらないということでございます。

また、外国為替についてもほぼ同様な理屈でこういうことを申し上げておまして、この分類につきましては、そこは政策的な要請という先生の御主張も分かりますけれども、政策的要請で概念が変わるものではないということで、私ども

もの概念整理を御説明をしているということでございます。

○藤巻健史君 政策的なもので範疇が変わるわけではないというのは私も十分に分かっております。学説にそういうのがあるから変えてみたらどうですかという話を今日はしているわけで、今後、きつとこの今日、話を聞きながら、いろいろ学者の先生の間でも議論が始まると思いますので、是非、学説でいろいろなことを、どういうふうに出るか、興味を持って見ていきたいなと思います。

○大門実紀史君 大門でございます。

税制の質問をいたしますが、先ほどちよつと気になるやり取りがありましたので確認させていたいただきますが、ヨーロッパの付加価値税が高いこと理由、背景として、麻生大臣が高福祉高負担だからというふうなことをおっしゃいましたけれども、これは少し違うんじゃないかなというふうに思いますので、確認しておきたいと思いますが。

ちよつと、もうお忘れかと思いますが、二〇〇九年の、たまたまちよつと今手元に資料があったので、三月二十六日のこの財政金融委員会でのこの所得税法等の税法の審議のときに、必ず最後に総理が出てきていたんで、今回もやる予定ですけど、そのときは麻生内閣で、麻生総理が出てこれられたとき、与謝野財務大臣のときですね、ちよつと議論をさせてもらつたんですけど、ヨーロッパの高福祉高負担といいますが、なぜ付加価値税が高いのかということとかヨーロッパの社会保障財源の内訳について議論をさせてもらつたんですが、要するに、ヨーロッパは付加価値税率が高いのは、元々歴史が違ひまして、戦費調達とかいろいろな歴史があつて、いろいろなことをやつて高いということがまず基本にあるということですね。

もう一つは、ヨーロッパは付加価値税だけで社会保障を賄っているわけではありませぬ。付加価値税、法人税、所得税、社会保険料、全体で賄っておりますし、バランスよく、応能負担の原則、

再分配がありますので、本会議で申し上げましたけど、負担しているわけですね。

ちなみに、そのときに示した資料で、ほとんど変わっていないと思えますけど、例えばスウェーデンは付加価値税率二五%、今もそうかなと思えますが、ところが、スウェーデンの社会保障財源に占めるその付加価値税の割合というのは僅か一二・三%ですね。ドイツは付加価値税率一九%でありますけれども、社会保障財源全体に占める付加価値税の割合は一〇・七%と。つまり、社会保険料ですね、事業主負担と本人保険料、そしてそのほかの税金、全体で社会保障財源を賄つていて、それで高福祉をやっているということでございますので、正確に言いますと、付加価値税が高いから高福祉なのではなくて、税と社会保険料全体の負担が高いから福祉が高いということになりますので、付加価値税だけ取り上げるとちよつと話が違つた話になつてしまつて、全体の負担は重いのは確かですね、だから。

したがって、正確に言いますと、実は与謝野さんともそのとき議論をいたしました、与謝野さんはもう同意見だということ、私の指摘と、おっしゃつていただきましたけれども、もう十年前の話ですけど、ということがありますので、正確に言いますと、付加価値税のことではなくて全体ですね、税と社会保険料全体の負担が高いと、福祉も高いということだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃられた与謝野先生の話ですけども、これはもう与謝野先生と当時話し合つたこともありましかつても、少なくとも、今言われましたように、日本の場合も、いわゆる国民皆保険といえながら、あの保険は全部保険だけで賄つていたかといえ、税金を大量に投入してはいたからね、あそこは。そういう意味では、私どもとしては、今おっしゃるように、保険といふものは消費税だけじゃなくて、いわゆるいろいろなもの、保険料やら何やらふつ込みで今言われたような形になつておると。与謝野先

生といわゆる大門先生が話された話の内容、全く間違いありません。

○大門実紀史君 ですから、やっぱり財務省のいろんな宣伝が気になるんですけれども、どうもヨーロッパ、まあマスコミも財務省の宣伝に乗っかっているというか、わざわざ宣伝をしてあげているというか、ヨーロッパのような福祉を求めるならば消費税の増税をのむべきだみたいな単純なことを言うわけですね。そうじゃなくて全体の話なんです、負担というのはですね、というふうに思いますので、余り財務省、星野さんはそういう宣伝はしない方がいいんじゃないかと思えます。

税の問題は本当に立場によって考え方が違っていて、どこに負担を求めてどう使うかというのは本当に極めて政治的な問題になりますので、当然、政党によって立場が違うのは当たり前であります、だから議論して切磋琢磨するわけなんです。ただ、当面の景気との関係とか、今取りあえず余裕のある人からいただくか、苦しい人から取るかというのは、これはそれほど政党の違いが出るものじゃなくて、やっぱり政治家、どの政党でもいろんな方の代表ではありますから、余り違いはないんじゃないかというふうに思います。そういう点で今日も質問していきたいと思うわけでございますけれど、研究開発減税でございます。

現在の法人税の改正について、成長志向の法人税改革というふうに安倍内閣は持ち上げ、持ち上げというか打ち出しておられますけれども、本当にそうなのかというのがこの研究開発減税、税制については特に思うわけがございますので、取り上げたいというふうに思います。

資料をお配りするのがちょっと間に合わなかったんですけど、何年か前、財務省の資料が出されてまして、法人税の実質的な、表面税率じゃなくて実質的な負担率、つまり、表面税率からいろんな、租税特別措置とかいろんなことを引いて、実際にどれぐらい負担しているのかという法人税の実質

負担率を財務省が平成二十五年、二〇一三年度ベースで出されたことがあります、その後、出してないということなんですけれども。簡単に言いますと、今も余り変わらないと思いますが、資本金が十億円を超えるまでは負担率が上がっていくんですけれども、十億円を超えると下がっていくと、そういうわけが下がっていくということが財務省の資料でも出ておりました。当時、そういう質問を私もしたことがございます。

で、それ以降の財務省の資料がないので、私もでもいろいろ計算をしましたが、要するに、簡単に言いますと、五億から十億、資本金が増えていく、大きな会社になると、企業になるほど負担率が逆に、それまで上がっていくんですけど、下がっていくと。ちなみに、我が党が試算してみましたら、二〇一六年度ベースでございますが、資本金一億円以下のところは実質的な負担率が一八・六％なんですけれども、十億を超えてきますともう一〇・四に下がっていくというふうな現象が起きております。

これは財務省がかつて出した資料でもそういう傾向が出ておりましたけれども、なぜ、資本金が大きくなると、つまり巨大な企業になるほど法人税の実質負担率が下がっていくのかと、この辺はどこに原因があるかと大臣、お考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、利益を出しておられます利益法人のみを対象にした財務省の推計について申し上げさせていただければ、これは大企業と連結法人の法人税の負担割合が比較的小さく示されることは、これは間違いなく事実であります。

それはどうしてそうなるかという理由は、これはグループ経営を行っております大企業においては、これは損益不算入とされております国内外のいわゆる子会社から受取配当等々が入ってきますので、それが大きくなるということや、企業内のグループがグループ内の企業間の損益通算ができる、いわゆる連結納税を行う場合の影響額によるところが極めて大きいものだと思います。

もともと、大法人、一億円超ということでありますけれども、中小法人とでは、これは税制上の取扱いか利益計上法人の割合などの実態が大きく異なっておりますので、法人税の税負担率については的確にちよつと比較することは困難なんです。

その上で、受取配当金損益を不算入にするという話は、これは子会社の段階で法人税が既に課税をされておりますので、そういった意味から二重課税ということになりますので、それを避けるための税制制度でありますし、この連結納税の場合には、企業グループを一体とみなして取り扱う制度で、これは税制が企業の組織形態に影響を与えないようにするためのいわゆる制度なので、これいずれもこのやり方は国際的には大体こういった一般的な制度でありますので、こうしたことの影響を携えて、大企業の法人税の負担率が割合が低いんじゃないかという大門先生の、これ単純にちよつと結論付けることは必ずしも妥当ではないのではないかとというような感じがします。

また、租税特別措置につきましては、時々の政策課題に対応することのために、有効な政策手段となり得るということもありますので、ちよつとこれ前々から議論がよく出てくるころではありますけれども、この問題につきましては、これは単純にちよつとやめればよいというような話、というわけにもいかぬのではないかと感じがいたしております。

○大門実紀史君 平成二十五年の財務省が出された資料は、まあ説明はそういうことなんですけれども、言ってしまうと、財務省とは長い付き合いなんですけど、わざわざ大きくなると負担が下がるというのは何らかの問題意識を持って出されたということが当時のいろいろやり取りにもありましたので、一個一個の理由はそれとおりだし、大きくなればなるほど外国取引増えますから、いろんなことがある。

ただ、その制度は問題だと、全部問題だというわけにいかないんですけど、そこでやっぱり本当

に諸外国に比べて、国際的な物差しからいって、特別に優遇になっていないかということはやっぱり問われなきゃいけないという点が当時もあつたということでございます。

今大臣も言っていた中の一、租税特別措置も大きいわけでありまして、今日はその租税特別措置のところに絞って質問したいと思うんですけれども、その租税特別措置の中で最大のものは何か、星野主税局長、教えてくれますか。

○政府参考人(星野次彦君) 租税特別措置の適用実態調査、これ毎年国会に報告させていただいておりますけれども、これに基づきますと、平成二十九年度におきまして減収額が最大となつた法人税の租税特別措置は、これは研究開発税制でございます。

○大門実紀史君 研究開発減税も長くやられていた税制でありますけど、改めて、その研究開発減税の大半が、資料をお配りいたしましたけど、これややこしいんですよ、全体、総額型というのが一番、全体の中で九七％、二〇一七年度で額を占めるわけなんですけど、この総額型というのはどういう仕組みなのか、ちよつと簡潔に説明をお願いいたします。

○政府参考人(星野次彦君) お配りいただきました資料、総額型がこの研究開発税制のメインの制度になっております。

これは、企業が支出する試験研究費の一定割合について税額控除ができる仕組みでございます。具体的には、税額控除率につきましては、企業が支出する試験研究費の増加率に応じて増減、六から一四％ということで、増加率が大きいほど控除率も大きくなるという制度を取っております。

また、控除限度額につきましては法人税額の二五％となっておりますけれども、中小法人や試験研究費が平均売上金額の一〇％を超えるというような高水準の研究をしている企業につきましては、最大一〇％上乗せされるというような制度になっております。

○大門実紀史君 ちよつと複雑なところがあるんですけど、要するに、研究費の総額に一定の比率を掛けて控除するという仕組みでございます。

この総額は、二〇一七年度分の減税総額と、そのうち上位十社の占める金額と割合について教えていただけますか。

○政府参考人(星野次彦君) お答えを申し上げます。

二〇一七年度の研究開発税制、総額型の適用実績でございます。全体の適用総額が六千二百億円で、上位十社の適用総額が千九百億円、したがって、全体の適用総額に占める上位十社の適用総額の割合、三一・一％となっております。

○大門実紀史君 つまり、この総額型が、もう数十万の会社があるわけですが、上位十社だけで六千二百億のうち千九百億で三割を占めると。千九百億円というのは、中小企業予算と匹敵するぐらいの金額を十社が恩恵を受けているという制度というふうになっているわけですね。

これはマスコミでも、一般のマスコミでも取り上げられておりますけれども、減税額の一位はトヨタで七百九十四億円、約八百億で、このたつた一社で、トヨタ一社で全体の一二％ですか、一割を超えているということで、これマスコミも、何だ、この税制はということで指摘しているところがございます。

ちなみに、トヨタは安倍政権の下で、研究開発税制、総額型以外も含めると、この研究開発税制全体で約五千億の減税を受けております。なぜ二兆円以上の利益を上げている企業にこれだけの減税が必要なのかというのが、マスコミを含めて疑問が出されているところでございます。

問題は、なぜこういう大きな、この研究開発税制がですね、大きな規模の巨大企業にこの減税が集中するのか。この仕組みは、仕組みといいますが、制度上なぜそうなるのかですね、星野さん、ちよつと説明をしてください。

○政府参考人(星野次彦君) 研究開発税制でございますけれども、これ民間企業のまさに研究開発

を、その基盤を強化するということが日本の成長にとってクルシアルであるということでこういった制度を設けているわけでございますけれども、上位十社、確かに適用額の割合三一・一％になっております。ただ、この税制、特定の企業ですとか特定の研究分野を特別に優遇すると、制度上優遇するといったような制度ではございませんで、研究開発投資を行っていただくと適用の対象となる制度、仕組みでございます。

こういった中で、適用額が大きいということはある意味その企業が研究開発投資に積極的に取り組んでいるということ、それから、その企業の所得が大きく、法人税を多く負担していることの表れでもあると考えております。

また、上位十社が全体に占める適用額の割合は近年低下傾向にございますことに加えまして、総額型の適用件数、これは四千件を超えておりまして、幅広い企業に利用されているところでございます。

こういった状況を考え合わせれば、総額型は特定の企業、このためにあるとかこれを優遇しているというふうには考えておりません。

○大門実紀史君 これは仕組み上なぜ、結果論かも分かりませんが、なぜ大きな企業に減税が集中するのかということなんですが、そもそもこれが始まったのは、総額型という仕組みは、小泉内閣のときに、二〇〇三年度から導入された制度ですね。それまでは、そもそも始まりは、もつと研究開発頭張ってほしい、日本の企業、国際競争で勝ち抜いてほしいと、だから研究開発費を増やした。増やしつづインセンティブ、頑張れと、そのインセンティブのためにやっただけですね。ですから、最初は研究費を増やした部分だけに減税をしていくという仕組みだったんですけれど、二〇〇三年の小泉内閣のときに今言った総額型と、減らしても総額に掛け算して減税してあげると。だから、増やす、増やしてくれとかいうインセンティブじゃなくて、もうとにかく増やそうが減らそうが結果に対して減税してあげるんで、これ、政府

税調なんかでも、これは補助金と同じじゃないか、もうこうなるとという指摘がされるようになってきたわけでありまして。

ですから、総額型という仕組みそのものが、やろうがやるまいが、だから、巨大企業ほどいつも、いつも全体の研究費に掛け算しますから大きくなるということになるわけですね、増えた分じゃなく。

もう一つは、控除上限、どこまで法人税から控除してあげるかというこの上限ですね。これが今は、今回の改正の前は、控除上限は期限なしの恒久措置としては二五％で、時限措置合わせれば三五％になっているわけですね。

実は、この減税の一極集中については、共産党

じゃなくて、二〇一四年度段階の税制調査会において批判的意見が出まして、見直すように提言されております。資料の三枚目に付けておきましたけれど、星野さん、線も引いておきましたけれど、政府税調では、この法人税の改革についてという報告書を出して研究開発減税についてどのように指摘しているか、ちよつと、読んでもらつても結構ですが、説明してもらえますか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

御指摘のありました、二〇一四年六月、政府税制調査会が法人税改革に関して取りまとめた報告書の記述でございます。この中で、研究開発税制のうち総額型の税額控除につきましては、元々平成十五年度税制改正において法人税率引下げが見送られる中で導入された経緯があること等を踏まえ、今回の法人税改革の中で、税率引下げに合わせ、今回の大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきと提言されております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

ここで言っているのは、もう税額控除が結果的に補助金と同じになつていってしまうということ、引き下げるなら課税ベース拡大と、だったら大胆に縮減しろとあつたんですけれども、同時

に、増加するようなインセンティブになるような仕組みに転換していくべきだと言われても総額型を維持しているということでありまして、この政府税調がせっかく検討して問題点を指摘したものが実行されていないといえますか、逆の方向にずっと来ているということなんですね。実際、この政府税調の提言の後に、その前は、当時、上限三〇％だったんですけれど、今申し上げたように最大三五にしたということになります。

したがって、政府税調の提案というのは何なのかとちよつと改めて思うんですけれど、これを明らかに、あれだけ問題になつてマスコミからもいろいろ取り上げられたのに、政府税調の提案をこまではつきりと無視したことはないんじゃないかと思うんですが、星野さん、どうですか、大臣でも結構です。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど星野の方から答弁をさせていただいたとおりなんですが、この政府の税制調査会で法人税改革に関して取りまとめた報告書の指摘も踏まえて、今言われた平成二十七年の税制改正なんです、大胆に縮減すべきとの提言があつた総額型においてはその減税幅を縮減しております、この二十七年、もう御存じのとおりで。平成二十九年の税制改正においては、研究開発税制の総額型に増加インセンティブの視点をいれるという観点から、研究開発投資の増減に応じて減税幅を変動させるという仕組みに改めさせていただいたという経緯であります。

それで、今般の平成三十一年度の税制改正においては、この研究開発税制の増減に際したインセンティブを強化するという観点から見直しを行うことといたしております、これらの一連の見直しというのは、政府税制調査会の問題意識とは整合的なのではないかと考えております。

なお、産学連携などを促進するオープンイノベーション型というのは今般拡充する方向なんです、これは多様な主体との連携というものを通じて質の高い研究開発というものを促進するというのを目的といたしております。

いずれにいたしましても、今回のオープンイノベーションの一層の促進とか積極的な研究開発投資というのに関しましては、我々もその方向で進めさせていただければと思っております。

○大門実紀史君 私は、この政府税調よく読みます、確かに若干の増加インセンティブの仕組みとか、何もやっていないという意味じゃないですよ、ここでは、かなり大胆に縮減してという、かなり問題意識を強く持つて提案されたのに比べると、何か小手先と言ったら申し訳ないかも分かります、でも何かちよつとアリバイ的な、見直しやつたけれど、結局、額はトヨタも含めてそんなに減らないということになっているわけですね。

そういう経過があつて、それで今回また二〇一九年度改正で今お話ししましたオープンイノベーションが出てくるわけですが、星野さん、そのオープンイノベーション型、これもなかなかややこしいところありますが、ちよつと簡潔にどんなものか、どういうふうに見直すのか、御説明をお願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

オープンイノベーション型の研究開発は、複数の企業の共同による相乗効果や埋もれた技術の活用など一企業による研究開発にはない効果が期待されることから、研究開発税制におきまして、控除限度額を総額型と別枠とした上で、一般の試験研究費に比べて高い税額控除率を適用しているところでございます。

今般、平成三十一年度税制改正におきましては、企業の過度な自前主義から脱却しながら、研究開発投資の多様化を図り、質の高い研究開発を促進する観点から、機動的に研究開発投資を行うことが期待されるベンチャー企業との連携、またベンチャー企業への支援を行っていくため、このオープンイノベーション型につきまして、研究開発ベンチャーなどに対する一定の委託研究等を対象に追加した上で、控除上限を五%から一〇%に

引き上げるとともに、研究開発型ベンチャーとの共同委託研究の税額控除率を二五%とすることとしていくところでございます。

○大門実紀史君 外部との研究協力とか連携とか共同研究、これは、オープンイノベーションという概念は何も否定はいたしません。ただ、この研究開発税制の中のオープンイノベーション型というのはそんなにきれいな事なのかというのをちよつと思ひまして、資料の二枚目に、経団連の実情とありますが、実際のいろいろなこれに関する何があったのかということを経団連の方が、常務理事の方が、お亡くなりになられて御冥福をお祈りしたいと思ひますけれど、雑誌に書かれたのをちよつと引用させていただいております。経団連の常務理事で税制担当をされてきた方でございます。

おつちやつていのは、問題、これはあれですね、二〇一五年改正のときにオープンイノベーション型が創設された。この時期はさつき言つたように総額型に対する厳しい意見が出されて、控除上限額、上限三〇%が高過ぎるということが問題になったときですね。そういった中で、このオープンイノベーション型が創設された背景について、経団連の当時の常務理事、税制担当の方が内幕を語っておられます。

問題になったのは、控除限度額の法人税額の三〇%を本則二〇%に戻すかというような政府税調の提案とか意見とかいろいろある中で、話が出てくる中で、一度は三〇%を二五%にするということに決まりました。ただ、経済産業省が重点を置くオープンイノベーションの試験研究費については維持したいという意見があつて、そこで、今総額型の中に入つていて、既に入つていて、既に存在したオープンイノベーションを別枠に取り出して、別枠に取り出して、五%の控除限度を付ける。

何というか、普通の人分りにくいですが、そういう何か、三〇%を二〇%に減らしたけれども、ほかのところを五%を付けるというような、

ちよつと国民には分かりにくいからとあつたのか、何か本当に国民をだますようなことをやつたということが、当の経団連の方が書かれていてわけでありまして、つまり、二五%下げてプラス五で三〇のままというようなことがあつたんだというふうな内幕を暴露されているわけでありまして、つまり、政府税調のその本来的な提案、批判的な意見について、それをごまかすため、ここは減らすけどこは増やすと、そのときに、総額型の中に含まれていたイノベーション型を外に取り出して、これが最初の経過であります。

したがって、そもそも論でお聞きしたいのは、このオープンイノベーション型が創設されたことそのものが、つまり財界、トヨタも含めて財界の、まさに経団連の方が語つていたように、財界の、経団連の方の、経団連の要望でできたのではないかというふうに思ひますが、経団連の方がそう言つていらっしゃるんですか、いかがですか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

先生がお配りいただいたこの経団連の方のコメントは、このときのいろいろな状況を踏まえてコメントをされておられるんだと思ひますけれども、このときの議論は、法人税改革の一環としてその税率を引き下げていくと、その財源として課税ベースをどう拡大するかという議論が盛んに行われました。研究開発税制についてもどうするかということだったわけですが、先ほどお配りいただいた提言もそうですが、研究開発投資の増減にかかわらず、当時一律の控除率だった総額型を見直して、増加インセンティブを働かせるような仕組みにするよう求めるものであります。

したがって、そういう方向の見直しを行つたわけでございますけれども、もう一つは、その研究開発投資についてはオープンイノベーション型を増やすことによつて産学官連携などを促進していくということで行つたわけでございます。課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという税収

中立の法人税改革の中で政策の重点化を図つたということでございます。政府税調の提言とも整合的でございますし、何か財界寄りその制度をうまくつくつたというふうなことではありませんが、まさに政策的な方向性をかなり明確に出しながら改正を行つたというふうに理解しております。

○大門実紀史君 いや、星野さんの理解を聞いているわけじゃないんですよ。それは建前であつて、建前がそうだったのは分かつているんですけど、実際に経団連の税制担当の方がおつちやつていのが実情ではなかつたのかということをお聞きしているわけでありまして、その建前の説明を求めているわけではございません。それは百も承知でこの資料を基に聞いているわけでございます。

いずれにせよ、今回、資料の一枚目、更にそのオープンイノベーション型の上限を五%から一〇%に拡大して、全体として最大四五%。もちろん、オープンイノベーション型というのは、大企業中心とかそういうことを言いたいわけじゃないですよ、ただ大企業も使ひますので、どこかに集中しているということが是正されないではないかというふうに思ひますし、本来の、私は大企業だつて中小企業だつて同じように研究開発頑張つてほしい。しかし、もつと中小企業にシフトするよいうな仕組みに変えろとか、どんどんどんどんお金があるのかというふうな、そういう政治判断も含めて、もう少し日本が技術で勝ち抜いていくという点で本筋に大事、本筋にインセンティブになるよいうな制度にやつたり変えていく必要があるんじゃないかという意味では、本筋に政府税調が真剣に議論されて提案をされたことを改めて、改めて考え直すことが日本全体の企業の発展にも役に立つてはならないかと。

別に大企業憎しとか大企業敵視とか、それで言っているわけじゃないんですよ。私の兄弟はみんな大企業です、仲よくやつておりますし、

そういう意味で言っているんじゃないかと、ちよつと隔たっているから、このままで本当に日本が伸びるのかという意味で質問しているんでございませう。

最後、麻生大臣に、やっぱり大きな意味で研究開発減税の在り方、やっぱりいろいろ検討するところがあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) おっしゃっていることは、これはもう何回もこの話は大門先生とさせていただいたこれまでの経緯もあるんですけども、これは間違いなく日本としては、いわゆる研究開発という極めてリスクの高いものをするというのには、企業には体力がないとやりたくてもそれができないというので、少なからずそういった企業というのは、日本の中小零細の中には極めて特異な技術を持った会社が実はいっぱい今でもあります。そういった会社が今の現状で極めて利益を出していることは確かなんですけれども、更にこういったことをやるかというのに関しては、いま一つ意欲がない。一つは、年取つてもう一個新しいものをやる気がねえ、息子が後継ぐ気もないからやる気もねえというような理由が一つで、傍らこつちには、もう一個新しいことやつて、これまでゼロから始めてこまどやつたやつを元も子も全部なくなるほどのことになりまして、それまで懸けて七十になつてからやるかよという、なかなかやらない。そういったような、あの当時、そんな話がいっぱいあつて、何も事業承継税制の話というのは近頃出てきた話でも何でもありません、昔からこの話はある話なんですけれども、そういったのを含めて、こういった企業の研究開発というのに関してもうちよつとこうというのがそもそもスタートだったんだ、あのと

何となく、トヨタというのが豊田という人の、個人のオーナー的なところもありますので、ばあんとそういうところに突つ込めるという度胸もあつたのかもしれませんし、ちよつとサラーマンの社長じゃそれや切れなかつたというところもあるんだとは思いますが、いざにしてみても、そういったいきさつで出ちゃつたんですが、今言われたように、結果として十何%はトヨタじゃないかという事実としてそれは筆が書いていますので、それをもう少しほかのところにもつと行くようなためにはどういった、これまたトヨタだけ駄目よというわけにはいきませんから、というやり方をちよつと考えにやいかぬかなという感じはしております。

○大門実紀史君 終わります。

○渡辺喜美君 世の中には、常識には反するが真実だということがよくあります。戦後レジームというのはマッカーサー、GHQの時代につくられたと思いきや、実は非常に多くの戦後レジームが昭和十五年前後につくられております。昭和十五年といえ、麻生大臣がお生まれになつたたつた年でもあります。国家総動員令というのがその二年前に出されまして、企業は競争するな、国家目的に奉仕しなさいというお触れであります。国家社会主義の体制が確立してまいりますが、御案内のように近衛内閣にはコンメンタルのスパイがいました。尾崎秀実という、ゾルゲ事件に連座をして処刑をされると。右と左が一緒に同居している、非常に不思議な時代だったんです。

そういう時代に何が行われたか。まず、国家的に奉仕するために統制会という経済団体がつくられました。今の経団連であります。当時、全国に三百ぐらいあつた電力会社が九つにまとめられて国有化をされた、九電力体制というののもこの年にでき上がつております。そして、戦費調達を企業に代行させる、源泉所得税というののもこの年にできているんですね。ついでに言うと、そうやって集めたお金を内務省が引つ剥がしに掛かつた、

それが地方配付税、今の地方交付税であります。これも昭和十五年であります。こうして戦後レジームが完成してまいります。

ついでに、天下りとか年功序列人事というのはいつ頃できたか。私が大臣のときに調べてみたら、やっぱりこの時代にでき上がつておるんですね。

こうしてでき上がつた源泉徴収制度、戦後二年目ぐらいで年末調整というのが導入されていきますが、こうした制度が、どうでしょうか、今確定申告のシーズンでありますけれども、確定申告なさらない給与所得者かなりいらつしやいます。納税しているという実感が非常に湧かない納税意識の低下にこうした制度が貢献してはいないか、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 昭和十五年、紀元は二千六百年というのが正式な表現ですけれども、あのときの平均寿命は四十三歳だそうですから、この辺ほとんど終わつておりますが、そういう時代だったんだと思ひます。少なくとも満州事変が支那事変に拡大し、少なくとも戦争というのにづつと遂行していくためには国家体制というものゝを極めて統制的なものにしていったというあの時代にでき上がつたものは数多くあるんですが、今のいわゆる納税意識の話から源泉徴収という話をしておられますけれども、少なくとも、こういったものを考えるときにおいて、納税者自身に所得とかいわれるそういったものを申告してもらふということを通じて関心を持つてもらふというのはもう意義があるんだと考えておりますが、他方、納税者自身が、国会議員含めて、一人頭、全部一般のいわゆる自営業者のように一から確定申告を行うということになつたときは、そうですね、今の税務署じやとてもじゃないが対応できません。もうすさまじい数の税務署が要るんだと思ひます。

また、手軽に簡便に行ふという、そうした費用をできるだけ小さくするという観点も考えぬといけませんから、給与所得に対する、何でしょう、

今言われたので言え、源泉徴収とか年末調整とかそういったようなものが存在し、幅広く定着しているんだと思ひますので、これをそつくりやめて全部一人頭の個人の自営業者と同じようにするというのにも関わらず、これは企業の事務負担というのいろいろ考えにやいかぬところだとは思ひますけれども、年末調整等々の手続を取り急ぎ電子化するとかいろいろな形で今随分分が進んできていますけれども、企業の事務負担の軽減というのは今後努めていく必要もあるんじゃないかと、個人もオンラインでできるようにして、ちよつとやつてみましたけど、結構手間暇掛かる話なんですけれども、もうちよつと楽になつてきたら大分いいかなという感じになつていふとは思ひますけれども、少なくとも今すぐこれを全部という、戦後レジームということの中からこれを全部一律にやめて新しいものにするというような段階ではないと思ひます。

○渡辺喜美君 まあ全部やめろとは言ひませんが、やはり還付申告のなさる人が七百十三万人ぐらいですか、もつとこういう方々が増えていけば、やはり自分がどれぐらい税金を国に納めているか、税金の使われ方がどういう具合になつていふかという意識をお持ちになるのではないでしようか。

今大臣が電子申告についても言及されましたが、紙の申告と電子申告のコスト、相当違うと思ひますが、どれくらい違うんですか。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。書面による申告のコストと電子申告によるコストを国税庁として直接金額ベースで把握しているところではございませぬけれども、税務申告や申請が電子申告ではなく書面で行われる場合には、書面特有の業務処理として申告書等の收受、入力、編綴、廃棄といった業務が発生することになります。

こうした前提に立ちまして、これらの業務について国税庁が実施したサンプル調査の結果をお示

しますと、平成二十九年年度にはこれらの業務処理に要した時間は約八十六万八千時間であると推計しているところをごさいます。この業務に必要な経費が書面申告の場合、電子申告と比較して追加的に生じているものというふうに考えております。

○渡辺喜美君 e-Taxの利用件数が三千六百万ですか、一人頭二百七十三円と聞いておりますが、これからA Iの能力次第でこうしたことはもつと進められていくべきだろうと思います。

前回の質問の積み残しでありますけれども、国民負担率、毎年二月に発表されますけれども、大体会合の議論を聞いていても、日本は国民負担率が非常に低いという議論が大半であります、大臣もそう思いになりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) この国民負担率の水準ですけれども、これは国民が望む社会保障給付とか行政サービスの水準において決まってくるもので、これは水準が高い低いというのはなかなか議論すべきものじゃないんだと思いますけれども、日本の国民負担率というのはOECDの中では三十四か国中二十七の水準になっているというのが現状なんだと思っております。それが高いか低い

か。

○渡辺喜美君 まあ第二十七位だから低いではないかというキャンペーンがマスコミあるいは国会でよく我々が耳にすることあります。

お手元に配ってありますかね。このグラフを見ますと、赤い線で書いてあるのが、これが実績なんです。実は、実績というのはほとんど報道されておられません。大体発表されて報道されるのは実績見直し、それから実績見込みの方なんです。実績見込みなんというのは、あと一か月の見込みを出すわけでありまして。

実は、この実績も書き換えられていますね。偽装か。偽装ではないと思いますけれども、実は、一六年ですか、一六年の秋にGDPの新基準が出てまいりまして、研究開発費などを加えてありま

すので、二〇一五年度のGDPは三十兆円ぐらい増えて五百三十二兆円になっております。二〇一四年の国民所得も十四兆円近く増えて、三百七十八・三兆円になっております。そうすると、二〇一四年の実績は前の見直しよりも四二・二％に低下、一・六％も低下をしている。見た目の負担率が高くなっています。これは、社会保険料率や消費税率の引上げなどによつて、これは平成二十二年度以降、これは連続して増加しているのはこれは事実です、これは、間違いないんですが、それでも、先ほども申し上げましたように、OECDの中では二十七位という水準になっておることなんだと思っております。

どうでしょう、大臣。この国民負担率の実績は連続して増えているということとアベノミクスとは整合性がございますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 負担率の話なんだと思うんですが、これは、社会保険料率や消費税率の引上げなどによつて、これは平成二十二年度以降、これは連続して増加しているのはこれは事実です、これは、間違いないんですが、それでも、先ほども申し上げましたように、OECDの中では二十七位という水準になっておることなんだと思っております。

渡辺先生の御指摘のその経済について申し上げさせていただければ、これは、政権交代後これまでの間を見れば、これは間違いなくアベノミクスの取組等々によつて企業収益とかGDPとかそういったような、よく言われる有効求人倍率、いろんなものが全部良くなつてきているということなんです、私もその上では、その上で、消費税率について、前、前回申し上げたように、引き上げたときには一定期間、駆け込み需要とか反動減とかいろんなものの影響が生じたのは事実なので、これを踏まえて今回いろんな施策を動員することにしておるんですけれども、いずれにいたしましても、こういった形で、少なくとも、急激ではなくて抑えられたとはいえ、増えつつあるということだと思ひますが。

○渡辺喜美君 アベノミクスで国民所得が増える。国民所得というのは、御案内のように法人の所得も含みますけれども、そういう中でも国民負担率が確実に上がっているというのは、やはりこれがマクロ的に、国民が景気回復を実感できていないというマクロ的な証明がここに出てきているということでもあります。

この間発表された国民負担率の見直しでありまして、平成三十一年は四二・八％、平成二十九年の実績が四二・九％であります。あれ、消費税上がるのに、何だ、見直しは減っちゃうのかという数字になつておるんですね。大体、発表と実績を比べてみますと、大半実績の方が高いというのがこのグラフですよ。先ほど申し上げたように、GDPの基準の入替えがありましたので、この赤線が見込みとか見直しよりも低く出ているような感じを受けるかもしれません、実は発表当初の数字は、この赤い点線で書いてあるのが発表当初の数字であります。ということは、見込みとか実績見直しとかいふのは、ほとんど実績よりも低い数字が出てきている。

これを推計偽装という言う論者もいらつしやいます、いかがですか。

○政府参考人(阪田渉君) お答え申し上げます。国民負担率の見直しや実績見込みの作成においては、分子である租税負担や社会保障負担はその時点の予算案や決算の見込み、そして、分母である国民所得はその時点で閣議決定された政府経済見直しなどを機械的に使用しており、財務省において意図的に高くあるいは低く推計しているというものではございません。

国民負担率の実績が見直しや実績見込みと乖離することがあるのは、様々な要因があり一概には言えないものですが、例えば、御指摘のように実績が上振れていくケースとしては、経済成長が政府経済見直しを下回つて分母である国民所得の実績が小さくなる場合や、分子である税収の実績が予算の額を上回る場合などがあるものと承知しております。

○渡辺喜美君 政府経済見直しが当たらないというのは誰でも分かっている話なんですけれども、そういう機械的な見直しに力点を置いて発表する必要があるのかという問題ですよ。予算、決算の見直しとか国民所得の見直しが非常に甘いということをお自ら言っているようなものなんです、これは。だから、統計偽装じゃない、推計偽装などと言ひされてしまうということでもあります。

とにかく、実績よりも予想の方が小さいというのは国民所得を過大に見積もっているから。これこそ国民を欺く数値を政府が決定、公表しているということになります、いかがですか。

○政府参考人(阪田渉君) 見直しや実績見込みから実績に向かつて数字がずれることがありますが、先ほども申し上げたような原因があるかと思ひますけれども、その上で、国民負担率の実績の取扱いについて、私も財務省の発表についての取扱いを申し上げれば、毎年、来年度の国民負担率の公表に合せて当年度の国民負担率を見直しから実績見込み、そして前年度の国民負担率を実績見込みから実績に改定するとともに、過年度の実績についても一覽表の形で公表しております、今年の公表においては昭和四十五年から平成二十九年にわたる実績も一覽表でお示しさせていただいております。

御指摘なども十分耳を傾けながら、踏まえながら、引き続き分かりやすい情報提供の在り方について検討を深めてまいりたいと思ひます。

○渡辺喜美君 とにかく、実績重視で発表をしてください。マスコミフリーも実績重視でやっていただきます。以上、終わります。

○委員長(中西健治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

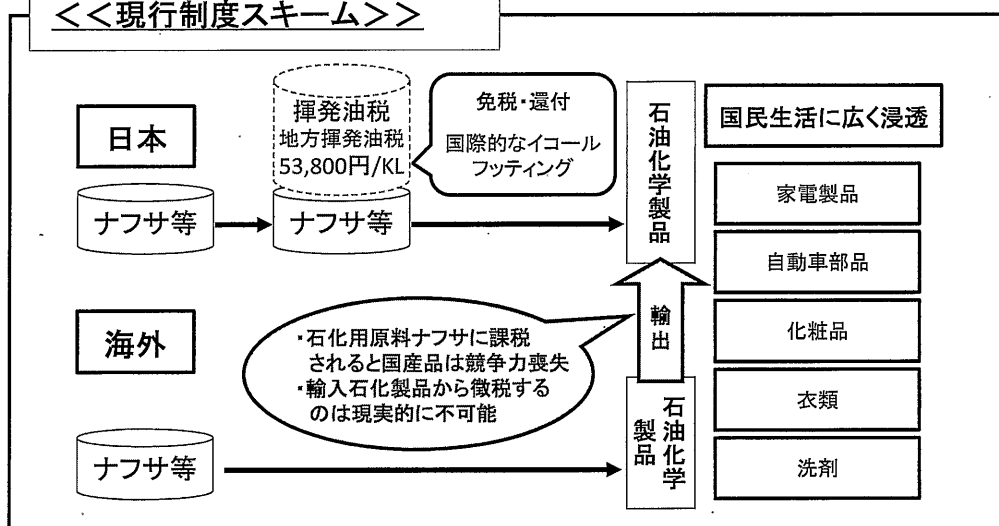
午後五時二十八分散会

〔参照〕

(藤末健三委員資料)

石油化学原料への課税に関する国際比較

<<現行制度スキーム>>



<<諸外国における課税状況>>

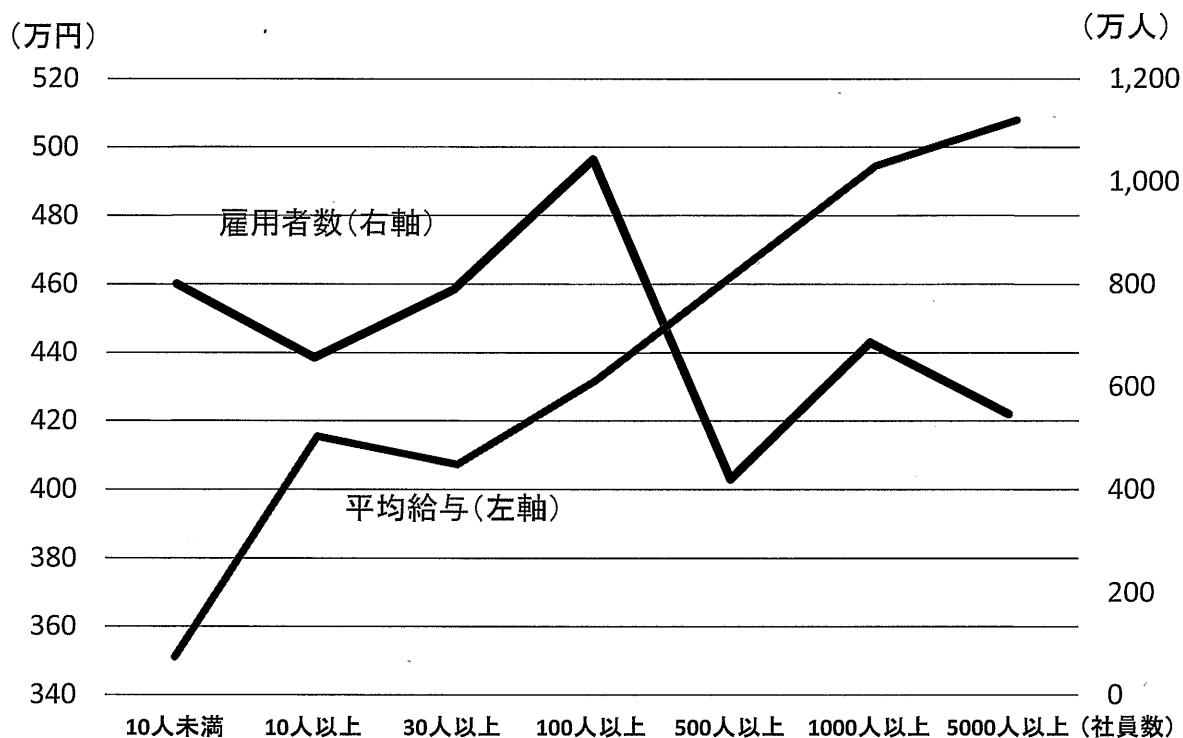
	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		韓国		中国		台湾		シンガポール	
	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用
揮発油	53,800	免税	有税	課税外	有税	課税外	有税	課税外	有税	免税	有税	免税	有税	課税外	有税	課税外

出典: 藤末健三事務所作成

平成31年3月14日 参議院財政金融委員会 自由民主党・国民の声 藤末健三

1

日本の企業規模別の年間平均給与と雇用者数

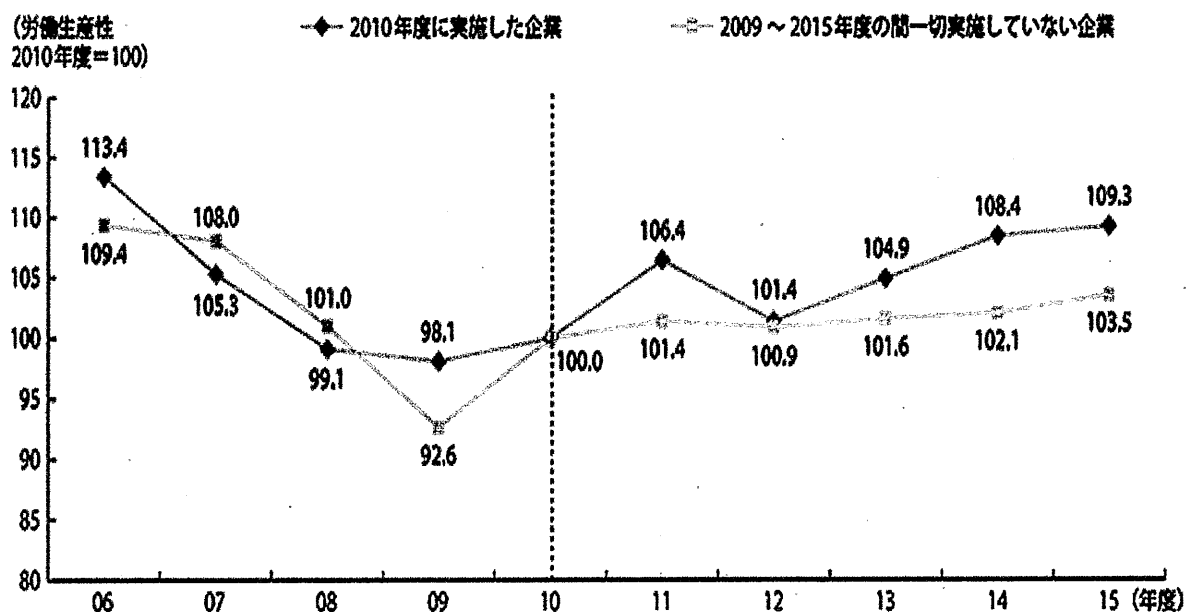


出典: 国税庁『平成29年分民間給与実態統計調査結果』より藤末健三事務所作成

平成31年3月14日 参議院財政金融委員会 自由民主党・国民の声 藤末健三

2

M&A実施企業と非実施企業の労働生産性

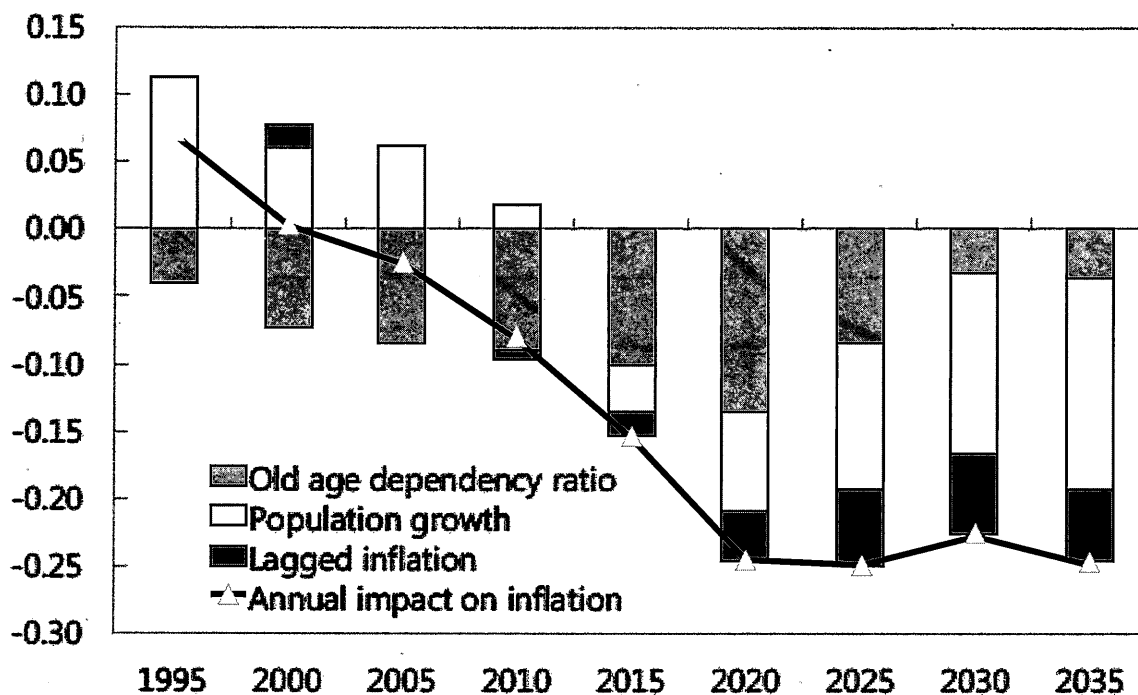


出典:『2018年度版中小企業白書概要』より藤末健三事務所作成

平成31年3月14日 参議院財政金融委員会 自由民主党・国民の声 藤末健三

3

人口減少と高齢化によるデフレ圧力

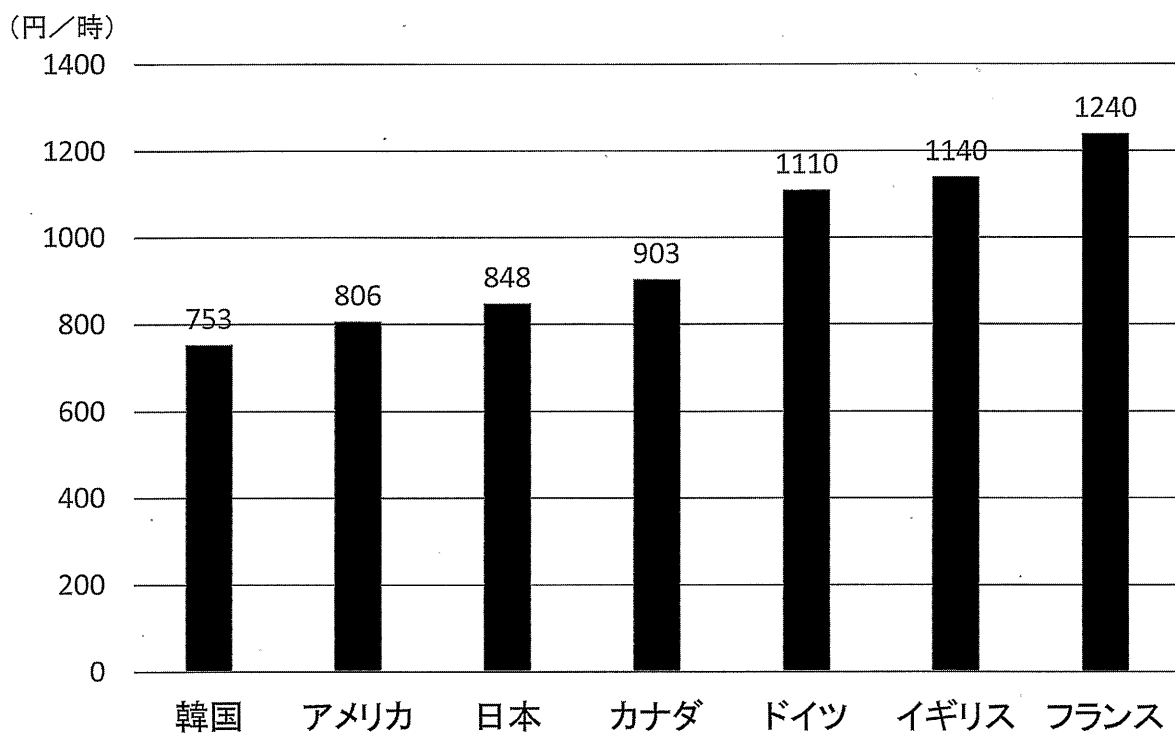


出典:IMFワーキングペーパー『The Impact of Demographics on Productivity and Inflation in Japan』より藤末健三事務所作成

平成31年3月14日 参議院財政金融委員会 自由民主党・国民の声 藤末健三

4

諸外国の最低賃金(2018年1月時点)



出典: JIL『データブック国際労働比較2018』より藤末健三事務所作成
 平成31年3月14日 参議院財政金融委員会 自由民主党・国民の声 藤末健三
 5

平成三十一年三月二十九日印刷

平成三十一年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K